

第106回

六月定時総会議案書

日 時 令和3年6月5日(土) 午後3時30分

【会場参加】

場 所 ホテルメルパルク大阪
大阪市淀川区宮原4-2-1
TEL. 06-6350-2111

【オンライン参加】

Zoom ミーティングID 844 4592 4469
パスコード 20210605



近畿青年税理士連盟

(お願い) この総会議案書は予備がありませんので、総会にご出席の際
ご持参下さいますようお願いいたします。

総 会 次 第

1. 開 会 の こ と ば

2. 議 長 選 出

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案 審 議

第1号議案 令和2年度事業報告並びに収支計算書
及び財産目録承認の件

第2号議案 令和3年度事業計画及び収支予算案
承認の件

第3号議案 全国青年税理士連盟副会長、理事及び
会計監事候補者選任の件

5. 代 表 幹 事 の 挨 拶

6. 閉 会 の こ と ば

第1号議案 令和2年度事業報告並びに収支計算書 及び財産目録承認の件

I 令和2年度事業報告

1. 事業報告

概況

本年度は「変化を恐れず次世代へ繋ぐ」をテーマに掲げ、コロナ禍の収束の兆しが全く見えない中、オンライン会議システムを全面的に利用した活動を行った。

以下、令和2年度事業計画に基づく各事業の概要を報告する。

(1) 税理士制度・税制

①税理士制度

日本税理士会連合会（以下、「日税連」）において「次期税理士法改正に関する答申」に基づく税理士法改正への検討が本格的に進められる中、近畿青年税理士連盟（以下、「連盟」）として、いずれ具体的な形となって出てくるであろう法改正案に対してより良い意見を提言できる状態を保つことを意識した活動を行った。まず、令和2年7月から9月までの3ヶ月間にわたり日税連制度部長である京都支部の市木雅之特別会員を講師とするオンライン講座「連盟制度塾 税理士制度をうちで学ぼう」を開催した。この3ヶ月間にわたるオンライン講座において、税理士制度に対する基礎知識の共有や再確認、法改正へ向けた情報を共有した。その後、税理士制度委員会において受験資格要件を含めた「税理士試験制度」にテーマを絞り議論を重ねた。今年度においては、意見書という成果物にすることは叶わなかったが、委員会での意見を集約した「税理士試験制度についての報告書」を作成し、引き続き次年度以降の議論へと繋げることにした。また、令和3年4月には青山学院大学名誉教授である三木義一先生を講師に迎え「主権者としての納税者の権利と義務」というテーマで研修会を行い、納税者の権利について再確認することで連盟活動の理念である納税者の権利を護るということについての理解を深めた。

②税制

本年度も例年と同様に連盟としての「税制改正に関する意見書」を取りまとめるために、税制改正要望について広く会員へ意見募集を実施し、制度部において意見を集約した。意見書は近畿税理士会（以下、「近税会」）の「令和5年度税制改正に関する意見書」に反映されるよう、令和3年4月に近税会調査研究部へ提出した。前年度までは毎年11月にも近税会へ提出していたが、11月の提出では、制度部に設置する3つの委員会の活動時期が重なり議論が不十分になる傾向にあることや、毎年12月中旬に公表される税制改正大綱の内容を受けて修正することができない点を考慮し、本年度より提出時期を年に1回4月のみとすることとした。

③全青税秋季シンポジウム

本年度はコロナ禍の影響により令和2年11月21日（土）に名古屋で予定されていた全青税秋季シンポジウムは中止となり、論文作成にのみ取り組むこととなった。連盟では、当初予定されていた全青税秋季シンポジウムのテーマである「青年税理士の主張」に基づき、その研究テーマを「事業承継税制のあり方の検討」として研究活動を行った。相続税の課税方式と諸外国の事業承継税制を研究する中で、日本においても相続税については遺産取得課税方式への移行、事業承継税制においては猶予ではなく評価減が望ましいのではないかという一定の結論を導き出した。

（2）組織活動・組織運営

①組織活動

本年度はコロナ禍の影響により近税会の証票伝達式がすべてオンラインで開催されることとなったため、新規税理士登録者に対して連盟活動を紹介するリーフレット及び入会案内等の資料を直接配布することは叶わなかった。代替手段として、近税会会報誌に掲載される新規税理士登録者の情報を基にリーフレット等の資料を送付することとした。しかし、新規入会者の獲得には繋がらず相当の苦戦を強いられた。

また、毎年各支部で開催している新年互礼会・新合格者祝賀会については、参加案内書を作成し新規税理士登録者向けの発送物へ同封した。コロナ禍により大原簿記専門学校や資格の学校TACにて合格者祝賀会が行われなかったため、東京青年税理士連盟の協力のもと、資格の学校TACが配信する合格者向けのメールに、連盟ホームページの合格者祝賀会情報のリンクを掲載していただくことで周知を徹底するとともに、資格の学校TACのなんば校・梅田校・神戸校・京都校を訪問し、新合格者への案内書の配布及び閲覧を依頼し、ご対応いただいた。

②組織運営

コロナ禍の影響をチャンスと捉え、6支部間において長年抱えていた移動距離と時間の問題の解決へと繋げるため、幹事会や制度部会などの通常の活動をオンライン会議システムにて行った。活動後にはオンライン飲み会を開催し、会員同士が交流を深められるように努めた。また、支部間交流を目的として令和3年4月21日（水）に瀬田ゴルフコースにて初の連盟ゴルフコンペを開催した。平日開催ということもあり参加人数は限られていたが、支部間での貴重な交流の時間を持つことができた。

（3）広報活動

対外的な広報として、ホームページ上で各支部が実施する認定研修の開催案内を随時掲載した。また、ホームページ上に合格者祝賀会の特集ページを作成しリンクを設けることで、新合格者がアクセスしやすい状況を作り出した。

対内的には、例年同様、会報誌「近畿青税」を年4回発行し、連盟の活動を掲載した。また、Facebookページ上での活動報告を積極的に行い対外的にも対内的にも連盟活動を周知した。その結果、連盟Facebookページへの登録者数が、事業年度当初よりも大幅に増加した。

（4）全国青年税理士連盟における活動

今年度は、全青税会長に連盟より森岡崇会員が就任された。また、富川和将会員が法対策部長に、山田暁久会員が経理部長に、辻田学会員が三青会担当委員長に、三谷智会員が会長等推薦審議委員長

に、東紘太朗会員がホームページ運営委員長にと、主要なポストに連盟会員を数多く輩出した。コロナ禍の影響により全国大会や秋季シンポジウムが中止になり、また毎月行われる理事会は会場とオンライン会議システムを併用して開催されたため、近畿圏での開催時以外は現地に赴き直接サポートすることは叶わなかったが、近畿圏での開催時にはオンライン会議システムの設備協力等を通じて積極的にサポートすることができた。連盟幹事会と同様、オンライン会議システムによる全青税理事会への連盟からの参加者の増加は見込めなかったが、今年度は連盟から非常に多くの会員が全青税の役職に就いており、その活躍ぶりに連盟の持つ力を感じることができた。

(5) 近畿税理士会への対応

令和2年6月に行われた近税会第56回定期総会では、連盟執行部及び各支部長が質問を行った。質問については事前にメールにて近税会へ送付する形式で行われ、かつ当日の会場参加は叶わず、オンライン配信を視聴するだけとなった。代表幹事としては、コロナ禍を受けて納税者の利便性を考えた納税者のための税理士制度という観点から、将来的な税理士業務の見直しを含めた展望について回答を求めた。また、原制度部長や各支部長からは、インボイス制度導入阻止に向けた要望やICT化の活用、税務支援の方向性や研修形態への要望などについて回答を求めた。

令和2年11月27日（金）にオンライン会議システムにて行われた近税会執行部との懇談会では、定期総会で一方通行となってしまった質問を中心に更に掘り下げた議論を行い、連盟としての要望を伝えた。

また、毎回の理事会を参観することで会務運営を把握し、その動向を注視した。代表幹事として、理事会の参観だけではなく青税推薦役員の方々と事前ミーティングの時間をもち、あらゆる情報を吸収し会員へ還元するように努めた。事前ミーティングにおいて情報を吸収するだけではなく、連盟として近税会へ訴える必要がある事項については青税推薦役員の方々に理事会内で発言いただけるよう託すことで、連盟と青税推薦役員との繋がりを強固なものにするよう努めた。

以上、各事業の概況を報告した。

本年度は、終始、コロナ禍における感染防止対策を徹底し会員の安全を確保することを第一に、連盟活動の火を絶やすことがないよう模索し続けた一年だったと感じている。コロナ禍で思うように活動ができないことを言い訳にしたいくない一心で、前年度を上回る回数の制度部会を行いがむしゃらに取り組んだつもりではあるが、連盟活動の魅力の一つである6支部間の親睦交流という面では課題を残した。また、「変化を恐れず次世代へ繋ぐ」をスローガンに掲げながらも、次期代表幹事を誕生させられなかったことは残念である。しかし、令和3年3月25日（木）の日税連理事会で突如現れた「法2条の3」案に対して、すぐさま4日後の3月29日（月）に行われた近税会理事会にて青税推薦役員が次々と意見を主張する姿に、「制度の青税」を呼ばれる所以を垣間見た。そして、連盟の存在はとてつもなく大きいものと再認識した。

(6) 最後に

この一年間、会員の皆様からは多大なるご支援を賜り心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

次年度も引き続きコロナ禍の収束が見えない状況での活動を余儀なくされますが、親睦と研鑽の両方を兼ね備えた連盟の魅力を最大限次世代に伝えることができるよう邁進する所存でございます。会員の皆様には引き続き次年度執行部に対して更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

第56代 代表幹事 藤原 功子

2. 会員の状況

区 分	大阪		京都		兵庫県		和歌山県		奈良県		滋賀県		合計		
	正	特	正	特	正	特	正	特	正	特	正	特	正	特	
R2. 5. 1 現 在	15	194	70	308	24	170	10	64	2	37	39	83	160	856	
	209		378		194		74		39		122		1,016		
入 会 者 数	0	1	5	1	4	0	0	0	0	0	0	3	0	12	2
	1		6		4		0		0		3		14		
退 会 者 数	2	7	3	8	1	4	0	1	0	0	0	4	6	24	
	9		11		5		1		0		4		30		
R3. 4. 30 現 在	13	188	72	301	27	166	10	63	2	37	42	79	166	834	
	201		373		193		73		39		121		1,000		
特別会員移行	△4	4	△6	6	△6	6	0	0	△1	1	△7	7	△24	24	
R3. 5. 1 現 在	9	192	66	307	21	172	10	63	1	38	35	86	142	858	
	201		373		193		73		39		121		1,000		

(注) 正会員とは、連盟規約第3条により事業年度開始の日において満40歳以下の者をいう。

3. 諸会議の開催回数

総	会	2回		
幹	事	会	13回	
制	度	部	会	17回
代表幹事候補者推薦委員会		4回		

4. 総会に関する事項

(1) 第104回六月定時総会

令和2年6月6日 Zoomにおいて、第104回六月定時総会を開催し、下記の議案を審議した。

	出席会員	54人
	議長	中島 一品 会員
議案	第1号議案	令和元年度事業報告並びに収支計算書及び財産目録承認の件
	第2号議案	令和2年度事業計画及び収支予算案承認の件
	第3号議案	全国青年税理士連盟副会長、理事及び会計監事候補者選任の件
	第1号議案、第2号議案、第3号議案全て原案通り承認可決された。	

(2) 第105回四月定時総会

令和3年4月10日 新大阪丸ビル別館（Zoom併用開催）において、第105回四月定時総会を開催し、下記の議案を審議した。

	出席会員	37人（会場参加16人、Zoom参加21人）
	議長	石原 慎一郎 会員
議案	第1号議案	次期幹事及び次期会計監事選任の件
	第2号議案	次期代表幹事及び次期副代表幹事選任の件
	第3号議案	令和2年度一般会計収支予算予備費流用案承認の件
	第1号議案、第2号議案、第3号議案全て原案通り承認可決された。	

近畿青年税理士連盟
令和3年度 役員

① 幹事及び会計監事

幹 事 (64名)

支 部 名	氏 名			
大 阪	今元 明彦	上田 寛実	可児 良昭	清本 敏弘
	小西 伸幸	小林 敬幸	笹田 淳	富川 和將
	宮本 智弘	村上慎太郎	室田 昌克	安田 浩二
	山田 暁久	山西 賢宏	吉竹 慶次	
京 都	東 紘太郎	伊島 悠	伊庭 健裕	片岡 卓也
	川野 智也	河原林史親	島津 有希	土肥 豊
	野村 政史	原 謙介	廣瀬 翼	水野朝太郎
	村岡 大輔	山田 隆一	米田 祐馬	和田 泰裕
兵 庫 県	板倉 宏行	木村 華子	川内 優介	小山 裕右
	竹代 慶吾	立花 義通	辻田 学	中村 智樹
	野間 貴久	濱田 誠二	平田 亮	東田 慶国
	藤原 功子	前田 泰雅	松藤 健一	毛利 進士
和 歌 山 県	高垣 英紀	玉置 康人	島 紀郎	中尾 誠仁
	山本 和生	和田 全史		
奈 良 県	金田 紘典	黒田 智紀	黒田 佳紀	堀井 亮良
	吉村 浩至			
滋 賀 県	石井 重洋	北川 司	大黒 将範	東郷 鐘吾
	西村 純史	福田 弘樹		

会計監事 (6名)

大 阪	京 都	兵 庫 県	和 歌 山 県	奈 良 県	滋 賀 県
本倉 淳子	中村 和弘	浅見 太郎	藤原 光男	三瀬 義男	中尾 亮太

② 代表幹事及び副代表幹事

	支 部 名	氏 名
代 表 幹 事 (1名)	兵 庫 県	藤 原 功 子
副 代 表 幹 事 (5名)	大 阪	山 田 暁 久
	京 都	野 村 政 史
	兵 庫 県	前 田 泰 雅
	和 歌 山 県	高 垣 英 紀
	滋 賀 県	福 田 弘 樹

5. 幹事会に関する事項（審議事項及び協議事項のみを記載）

(1) 令和2年6月6日 第1回幹事会

於：WEB

出席者22人

総務部

1. 六月定時総会の進行表の件
2. 総会就任案内送付の件
3. 近税会総会議案の賛否の件
4. 幹事分掌の件

制度部

1. 税制改正意見募集チラシの件
2. 第1回、第2回連盟制度塾チラシの件

組織部・協議事項

1. 証票伝達式が行われない期間におけるPR活動について

(2) 令和2年7月10日 第2回幹事会

於：WEB

出席者24人

総務部

1. 近税会執行部との懇談会の件
2. 連盟ホームページのSSL対応の件

制度部

1. 第3回連盟制度塾チラシの件
2. 秋季シンポジウム論文テーマの件

総務部・協議事項

1. 連盟の口座変更とWEB明細書について

組織部・協議事項

1. 近畿青税ゴルフコンペについて

(3) 令和2年8月21日 第3回幹事会

於：WEB

出席者20人

組織部・協議事項

1. 今後の活動について

(4) 令和2年9月18日 第4回幹事会

於：WEB

出席者18人

制度部・協議事項

1. 全国青税令和4年度税制改正に関する要望書検討項目について
組織部・協議事項

1. 新規登録者への連盟リーフレットの郵送について

(5) 令和2年10月16日 第5回幹事会

於：WEB

出席者18人

総務部

1. 会員名簿の件

組織部

1. 新入会員獲得のために連盟リーフレットを郵送する件

制度部・協議事項

1. 秋季シンポジウム論文について

組織部・協議事項

1. 近畿青税ゴルフコンペについて

(6) 令和2年11月13日 第6回幹事会

於：WEB

出席者18人

総務部

1. HP更新の件

制度部

1. 秋季シンポジウム論文の件

組織部

1. 新規登録者に対する郵送物発送の件

2. 新年互礼会の案内チラシをTAC各校で配布することについて

3. 近畿青税ゴルフコンペの件

制度部・協議事項

1. 税制改正意見書（所得税パート）について

(7) 令和2年12月11日 第7回幹事会

於：WEB

出席者15人

組織部

1. 近畿青税ゴルフコンペの案内チラシの件

総務部・協議事項

1. 全国青税2022年以降の全国大会での研鑽事業について

制度部・協議事項

1. 税制改正意見書（相続税、法人税パート）について

(8) 令和3年1月15日 第8回幹事会

於：WEB

出席者15人

総務部・協議事項

1. 会員名簿の連盟ホームページ公開について
2. 四月定時総会の案内文について
3. 四月定時総会の議案書について
4. 青税推薦役員との意見交換会・懇親会について

制度部・協議事項

1. 四月定時総会時の例会の開催について
2. 税制改正意見書（消費税、その他）について

(9) 令和3年2月12日 第9回幹事会

於：WEB

出席者12人

総務部

1. 四月定時総会の案内文の件
2. 四月定時総会の議案書の件
3. 青税推薦役員との意見交換会・懇親会の案内文の件

制度部

1. 四月定時総会の制度部例会の件

制度部・協議事項

1. 税制改正意見書の提出（全項目）について

(10) 令和3年3月19日 第10回幹事会

於：WEB

出席者15人

総務部

1. 青税推薦役員との意見交換会・懇親会の案内文の件

制度部

1. 税制改正意見書の件

組織部

1. 今後の新規登録者へのリーフレットの郵送の件

総務部・協議事項

1. 六月定時総会の開催案内及び来賓の有無について

(11) 令和3年4月10日 第11回幹事会

於：連盟事務局（WEB併用）

出席者17人

総務部

1. 次回幹事会及び会計監査の開催場所及び方法の件
2. 六月総会の開催方法及び内容の件

総務部・協議事項

1. 執行部六月定時総会事業報告等について

制度部・協議事項

1. 税制改正意見書について

(12) 令和3年4月23日 第12回幹事会（第1回 新旧合同）

於：WEB

出席者20人

総務部

1. 会員名簿の連盟ホームページ公開の件

総務部・協議事項

1. WEB会議用機材購入について
2. 執行部六月定時総会事業報告等について
3. 新執行部六月定時総会事業計画等について

(13) 令和3年5月6日 第13回幹事会（第2回 新旧合同）

於：WEB

出席者23人

総務部

1. 六月定時総会来賓への案内状送付の件
2. 執行部六月定時総会事業報告等の件
3. 新執行部六月定時総会事業計画等の件
4. 緊急事態宣言期間延長に関する六月定時総会開催判断の件

6. 各部活動以外に関する事項

(1) 近税会第56回定期総会 事前対策会議

令和2年5月18日	於：WEB	出席者17人
令和2年5月26日	於：WEB	出席者14人
令和2年6月6日	於：WEB	出席者17人
令和2年6月12日	於：WEB	出席者11人

(2) 近税会執行部との懇談会 事前対策会議

令和2年9月30日	於：WEB	出席者11人
令和2年10月27日	於：WEB	出席者13人
令和2年11月4日	於：WEB	出席者11人
令和2年11月27日	於：連盟事務局（WEB併用）	出席者11人

(3) 近税会執行部との懇談会

令和2年11月27日 於：WEB

出席者（近畿税理士会）

杉田 宗久（会 長）	芦田 和典（副 会 長）
石原 健次（副 会 長）	永橋 利志（副 会 長）
伊田 憲司（副 会 長）	川口 昌紀（副 会 長）
北田 全基（副 会 長）	富村 将之（副 会 長）
相間 宏章（専 務 理 事）	秦 雅彦（専 務 理 事）
那須 弘敬（総 務 部 長）	

計11人

連盟出席者10人

(4) 近税会理事会参観

令和2年7月22日	於：WEB	出席者5人
令和2年9月18日	於：WEB	出席者8人
令和2年10月23日	於：WEB	出席者7人
令和2年11月24日	於：WEB	出席者13人
令和3年1月21日	於：WEB	出席者9人
令和3年2月15日	於：WEB	出席者11人
令和3年3月29日	於：WEB	出席者8人
令和3年4月27日	於：WEB	出席者13人

【参考】

令和3年5月19日	於：WEB	出席者11人
-----------	-------	--------

7. 各部に関する事項

(1) 総務部 安田 浩二

代表幹事を補佐し、その方針に基づき、幹事会及びその他会務の円滑な運営を行うため、以下の活動を行った。

- ① 近畿税理士会その他各種団体との連絡協議を行った。
- ② 事務局の運営管理を行った。
- ③ 各種文書の発受信及び管理を行った。
- ④ 近畿税理士会へ認定研修の届出、報告及び認定団体の更新手続きを行った。
- ⑤ 会員に対する弔事連絡及び対応を行った。
- ⑥ 弔事マニュアルを更新した。
- ⑦ 支部間の交流を深め、各支部の情報交換を促進した。
- ⑧ グループウェア（E-DESK）の管理・運用を行った。
- ⑨ WEB会議アプリケーション（Zoom）を使用したWEB会議による幹事会及び総会を開催した。
- ⑩ WEB会議機材を購入し、各支部への現物交付を行った。
- ⑪ 全青税と連盟との情報の伝達及び相互の意思疎通に努め、連盟として全青税の活動を支援することを目的として、組織部と協力し全青税理事会、その他全青税事業に積極的に参加した。

(ア) 全国青年税理士連盟 理事会

令和2年6月21日	於：WEB	出席者	11人
令和2年7月5日	於：WEB	出席者	11人
令和2年8月23日	於：WEB	出席者	12人
令和2年9月12日	於：東京地方税理士会館（WEB併用）	出席者	8人
令和2年10月10日	於：東京・入谷ホール会議室（WEB併用）	出席者	9人
令和2年11月15日	於：東京地方税理士会館（WEB併用）	出席者	8人
令和2年12月12日	於：CIVI研修センター新大阪東（WEB併用）	出席者	13人
令和3年1月17日	於：WEB	出席者	10人
令和3年2月7日	於：WEB	出席者	9人
令和3年3月27日	於：千葉・山崎製パン企業年金基金会館（WEB併用）	出席者	7人

【参考】

令和3年5月8日	於：WEB	出席者	9人
----------	-------	-----	----

(イ) 日本税理士会連合会役員との懇談会

令和2年12月4日	於：WEB	出席者	3人
-----------	-------	-----	----

(ウ) 日本税理士会連合会 定期総会傍聴

令和2年7月13日	於：LIVE配信	出席者	一人
-----------	----------	-----	----

(エ) 日本税理士会連合会 理事会傍聴

令和2年12月17日 於：WEB

出席者 1人

令和3年3月25日 於：WEB

出席者 2人

⑫ 業務サポート委員会 委員長：黒田 佳紀

(ア) 会員名簿の作成

CD-ROMによる会員名簿を作成、発行した。

会員名簿をホームページの会員専用コンテンツ上に掲載した。

(イ) ホームページの更新

連盟ホームページのSSL対応を実施した。

ホームページ上に新年互礼会の特設ページを作成した。

⑬ 経理：玉置 康人

(ア) 計算書類の作成

令和2年度収支予算案及び収支計算書を作成した。

(イ) 経理業務の運営

資金管理及び予算管理を適正に実施した。

(2) 制度部 原 謙介

① 税理士制度委員会 委員長：水野 朝太郎

(ア) 「税理士法」に関する研修会の開催

市木雅之会員（日本税理士会連合会制度部長）を講師にお招きし「連盟制度塾[★] 税理士制度をうちで学ぼう」と題し、税理士法の各条文を確認していく全3回の研修会を実施した。

(イ) 「税理士試験制度」の在り方に対する制度部の報告書の作成

納税者のための税理士制度の維持発展を目指し、税理士試験制度の在り方について部会で勉強、意見交換を行い、令和3年4月に議論経過をまとめた報告書を作成した。

② 税制対策委員会 委員長：濱田 誠二

(ア) 意見書の提出

令和3年4月20日に「税制改正に関する意見書」を近税会調査研究部に提出した。

③ 秋季シンポジウム委員会 委員長：毛利 進士

(ア) 秋季シンポジウム論文の執筆

令和2年11月25日 全国青年税理士連盟へ提出

論文テーマ「事業承継税制のあり方の検討」

④ 部会の開催（部・委員会合同開催）

令和2年6月10日	於：WEB	出席者19人
令和2年7月2日	於：WEB	出席者12人
令和2年8月25日	於：WEB	出席者15人
令和2年10月8日	於：WEB	出席者10人
令和2年10月12日	於：WEB	出席者11人
令和2年10月13日	於：WEB	出席者11人
令和2年11月3日	於：WEB	出席者11人
令和2年11月12日	於：WEB	出席者8人
令和2年11月16日	於：WEB	出席者7人
令和2年12月7日	於：WEB	出席者7人
令和2年12月9日	於：WEB	出席者8人
令和3年1月12日	於：WEB	出席者8人
令和3年1月18日	於：WEB	出席者5人
令和3年2月2日	於：WEB	出席者5人
令和3年3月16日	於：WEB	出席者7人
令和3年3月31日	於：WEB	出席者7人
令和3年4月6日	於：WEB	出席者7人

⑤ 制度部勉強会の開催

令和2年7月12日	於：連盟事務局（WEB併用）	
		「第1回 連盟制度塾 [*] 税理士制度をうちで学ぼう♪」
		講師：市木 雅之 会員 日本税理士会連合会制度部長
令和2年8月1日	於：連盟事務局（WEB併用）	
		「第2回 連盟制度塾 [*] 税理士制度をうちで学ぼう♪」
		講師：市木 雅之 会員 日本税理士会連合会制度部長
令和2年9月13日	於：連盟事務局（WEB併用）	
		「第3回 連盟制度塾 [*] 税理士制度をうちで学ぼう♪」
		講師：市木 雅之 会員 日本税理士会連合会制度部長

⑥ 制度部例会の開催

令和3年4月10日	於：新大阪丸ビル別館4階4-1号室（WEB併用）	
		「主権者としての納税者の権利と義務」
		講師：三木 義一 先生 青山学院大学 名誉教授

(3) 組織部 笹田 淳

全青税行事及び各支部における連盟との繋ぎ役として、また会員数の増加に繋げるために以下の活動を行った。

- ① 証票伝達式がオンラインで開催されることになったため、連盟リーフレットの配布ができなくなったことから新人税理士会員に対して代表幹事挨拶文および連盟リーフレットを郵送した。
- ② 東京青年税理士連盟と連携し、大原簿記専門学校のご協力のもと、税理士試験合格者に対して各支部の新年互礼会・新合格者祝賀会案内チラシおよび連盟リーフレットの郵送をしていただいた。
- ③ 資格の学校TACなんば校、梅田校、神戸校、京都校の各校に訪問し、協力をさせていただき、税理士試験合格者に対して各支部の新年互礼会・新合格者祝賀会案内チラシおよび連盟リーフレットの配布をしていただいた。
- ④ 会員相互の親睦を図るために前年度に延期となっていた第1回近畿青年税理士連盟ゴルフコンペを開催した。

⑤ 部会の開催

令和2年12月3日 於：連盟事務局およびWEB 出席者4名

⑥ ゴルフコンペの開催

令和3年4月21日 於：瀬田ゴルフコース東コース 出席者20名

(4) 広報部 川上 泰裕

連盟活動を広報するために以下の活動を行った。

① 広報誌「近畿青税」を次のとおり、4回発行した。

No.246 令和2年8月31日発行

- ・巻頭言 代表幹事 就任挨拶
- ・新部長・委員長の顔ぶれ
- ・新支部長の顔ぶれ
- ・連盟総会に参加して 京都支部 伊庭 健裕会員
- ・Zoomでの連盟総会に参加して 滋賀県支部 山本 忠晃会員
- ・幹事会報告（第1回幹事会）
- ・編集後記「路地裏」

No.247 令和2年11月30日発行

- ・巻頭言 代表幹事 半年間の活動を振り返って
- ・支部活動報告（大阪支部・京都支部・滋賀県支部・奈良県支部・兵庫県支部・和歌山支部）

- ・新年互礼会・新合格者祝賀会の予定
- ・幹事会報告（第2・3・4回幹事会）
- ・編集後記「路地裏」

No.248 令和3年1月31日発行

- ・巻頭言 代表幹事 年頭所感
- ・総務部活動報告 総務部長 安田 浩二会員
- ・組織部活動報告 組織部長 笹田 淳 会員
- ・近畿税理士会・近畿青年税理士連盟 懇談会 滋賀県支部 志村 真二会員
- ・幹事会報告（第5・6回幹事会）
- ・編集後記「路地裏」

【参考】

No.249 令和3年5月31日発行予定

- ・巻頭言 代表幹事 退任挨拶
- ・各部長・委員長 退任挨拶
- ・各支部長 退任挨拶
- ・業務サポート委員活動報告・退任挨拶 業務サポート委員長 黒田 佳紀会員
- ・幹事会報告（第7～10回幹事会）
- ・編集後記「路地裏」

② ホームページにおいて連盟及び連盟各支部の紹介、認定研修などの告知を行った。さらに、会員専用コンテンツにおいて過去の広報誌などを閲覧できるようにアーカイブの作成を行った。

③ 連盟の主張・提言を会員外にも広報するため、広報誌「近畿青税」を下記の諸団体及び近畿圏の主な新聞社に送付した。

- ・近畿税理士会
- ・全国青年税理士連盟及び各単位会
- ・全国女性税理士連盟
- ・朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・産経新聞の大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山に所在する主な本社・総局・支局及び日本経済新聞大阪本社

8. 代表幹事候補者推薦委員会に関する事項

委員長 辻田 学

令和2年9月1日 連盟「代表幹事候補者推薦規則」第2条「委員会の設置」に基づき、各支部推薦1名及び前3期代表幹事で構成する代表幹事候補者推薦委員会の委員が、代表幹事より、それぞれ委嘱された。

大阪支部	小西 伸幸会員
京都支部	東 紘太郎会員
兵庫県支部	竹代 慶吾会員
和歌山県支部	高垣 英紀会員
奈良県支部	黒田 佳紀会員
滋賀県支部	志村 真二会員
前3期代表幹事	辻田 学会員
	和田 泰裕会員
	森岡 崇会員

令和2年9月18日 第1回代表幹事候補者推薦委員会をZoom会議室において開催し、委員長に辻田学会員が就任した。

令和2年10月16日 第2回同委員会をZoom会議室において開催し、推薦者の選考を行った。

令和2年12月11日 第3回同委員会をZoom会議室において開催し、推薦者の選考を行った。

令和3年1月11日 兵庫県支部の藤原功子会員から、立候補の申し出があった。

令和3年1月15日 第4回同委員会をZoom会議室において開催し、当委員会は兵庫県支部の藤原功子会員を推薦することを決定した。

同日に開催された連盟幹事会において、連盟「推薦規則」第5条3項「推薦の通知」に基づき、代表幹事候補者一名を推薦することを、代表幹事に報告した。

令和3年1月15日 連盟幹事会において代表幹事推薦候補者を決定した旨を報告し、代表幹事の推薦書を各支部発送に封入することを決定した。

令和3年4月10日 第105回四月定時総会において経過を報告し、連盟規約第6条の要件を満たす会員の中より立候補する者を募ったところ、立候補者はなく、満場一致で藤原功子会員が第57代代表幹事として承認された。

当委員会は、四月定時総会の終了をもって任を解かれた。

以上の通り、令和2年度の事業報告をいたします。

II 令和2年度収支計算書及び財産目録承認の件

一般会計 収支計算書

自 令和2年5月1日

至 令和3年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科目	当初予算額	相互流用額	予算現額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
I. 会 費	18,288,000		18,288,000	18,243,000	45,000	会員数1,014人* 大阪支部 18,000×208人 = 3,744,000 京都支部 18,000×377人 = 6,786,000 兵庫県支部 18,000×194人 = 3,492,000 和歌山県支部 18,000×74人 = 1,332,000 奈良県支部 18,000×39人 = 702,000 滋賀県支部 18,000×122人-9,000 = 2,187,000 小計 ×1,014人 = 18,243,000 *大阪支部、京都支部各1名会員死亡により会費全額免除、 滋賀県支部1名会員期中死亡により会費減額
II. 雑 収 入	530,000		530,000	480,647	49,353	計 18,243,000 大阪支部事務局使用料 480,000 大阪支部コピー使用料 590 預金利息 57 計 480,647
前年度繰越金	6,089,417		6,089,417	6,089,417	0	
合 計	24,907,417	0	24,907,417	24,813,064	94,353	

(支出の部)

(単位：円)

科目	当初予算額	相互流用額	予算現額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘 要
I. 支部交付金	6,696,000		6,696,000	6,684,000	12,000	各支部交付金 6,000×1,014人 = 6,084,000 定額交付金 100,000×6支部 = 600,000 計 6,684,000
II. 事業活動費	7,140,000	1,200,000	8,340,000	5,131,524	3,208,476	
(1)総務部費	〈 5,240,000〉	〈 1,200,000〉	〈 6,440,000〉	〈 4,011,489〉	〈 2,428,511〉	
①事務局運営費	(1,350,000)	()	(1,350,000)	(1,349,280)	(720)	家賃・電気代
②会員名簿	(300,000)	()	(300,000)	(267,520)	(32,480)	2年度会員名簿作成代
③総会費	(750,000)	()	(750,000)	(702,108)	(47,892)	2年6月定時総会 議案書作成
④通信費	(180,000)	()	(180,000)	(130,959)	(49,041)	郵送料、電話代、E-DESK年間契約料等
⑤消耗品費	(110,000)	()	(110,000)	(89,712)	(20,288)	コピー代等
⑥会議費	(200,000)	(1,200,000)	(1,400,000)	(790,763)	(609,237)	幹事会等会場費等、各支部交付用WEB 会議用機材購入
⑦全青税対策費	(2,000,000)	()	(2,000,000)	(544,736)	(1,455,264)	全青税理事会他出席交通費
⑧雑費	(350,000)	()	(350,000)	(136,411)	(213,589)	慶弔費、振込手数料他
(2)制度部費	〈 500,000〉	〈)〉	〈 500,000〉	〈 183,710〉	〈 316,290〉	会議室賃料、コピー代、講師謝金他
(3)組織部費	〈 500,000〉	〈)〉	〈 500,000〉	〈 215,745〉	〈 284,255〉	連盟リーフレット印刷代、証票伝達式他コピー代、交通費
(4)広報部費	〈 900,000〉	〈)〉	〈 900,000〉	〈 720,580〉	〈 179,420〉	「近畿青税」印刷代、HP運用サポート費
III. 全青税分担金	4,672,000		4,672,000	4,672,000	0	全青税分担金 6,400×730人=4,672,000
IV. 予備費	6,399,417	△1,200,000	5,199,417	0	5,199,417	
合 計	24,907,417	0	24,907,417	16,487,524	8,419,893	
次年度繰越金	0	0	0	8,325,540		

支出予算の相互流用明細書

幹事会の承認により予算科目を次の通り流用した。

(単位：円)

流用した項目 (-)		流用を受けた項目 (+)	
科 目	金 額	科 目	金 額
予 備 費	-1,200,000	会 議 費	1,200,000

【流用理由】

各支部へ現物交付するためのWEB会議用機材購入を幹事会で決定したため。

なお、この相互流用は連盟規約第13条二、「幹事会において必要と認めた事項」として第105回四月定時総会において承認されております。

一般会計 財産目録

令和3年4月30日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
(資産の部)		
普 通 預 金	1,248,741	みずほ銀行 京都支店 No1493016
普 通 預 金	7,076,799	紀陽銀行 東和歌山支店 No2053452
合 計	8,325,540	
(負債の部)		
合 計	0	
差引正味財産	8,325,540	

事務局特別会計 収支計算書

自 令和2年5月1日
至 令和3年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差異(A)-(B)	摘 要
雑 収 入	0	4	△ 4	貯金利息 通常4 定額0
前年度繰越金	454,255	454,255	0	
合 計	454,255	454,259	△ 4	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差異(A)-(B)	摘 要
雑 費		880	△ 880	未払金振込手数料
予 備 費		0	0	
合 計	0	880	△ 880	
次年度繰越金	454,255	453,379	876	

事務局特別会計 財産目録

令和3年4月30日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
(資産の部)		
通常郵便貯金	453,379	郵便局 No.14130-7364761
合 計	453,379	
(負債の部)		
合 計	0	
差引正味財産	453,379	

税理士制度改善特別会計 収支計算書

自 令和2年5月1日

至 令和3年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 異(A)-(B)	摘 要
雑 収 入	0	768	△ 768	貯金利息 通常 0 定額 768円
前年度繰越金	2,524,698	2,524,698	0	
合 計	2,524,698	2,525,466	△ 768	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 異(A)-(B)	摘 要
合 計	0	0	0	
次年度繰越金	2,524,698	2,525,466	△ 768	

税理士制度改善特別会計 財産目録

令和3年4月30日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
(資 産 の 部)		
通常郵便貯金	120,039	郵便局 No14110-62605081
定額郵便貯金	1,403,165	郵便局 No14110-62605081-3 預入 26.04.03
定額郵便貯金	1,002,262	郵便局 No14110-62605081-4 預入 26.04.03
合 計	2,525,466	
(負 債 の 部)		
合 計	0	
差引正味財産	2,525,466	

以上のとおり報告します。

令和3年6月5日

近畿青年税理士連盟

代表幹事 藤原 功子

上記を監査した結果、適正なることを確認します。

令和3年5月6日

近畿青年税理士連盟

会計監事 本倉 淳子

会計監事 松浦 征一郎

会計監事 北名 章悟

会計監事 島 紀郎

会計監事 南谷 正仁

会計監事 渡部 浩和

第2号議案 令和3年度事業計画及び収支予算案 承認の件

I 令和3年度 事業計画

近畿青年税理士連盟

代表幹事 藤原 功子

次世代へ繋ぐための再構築

1. 基本方針

前年度に引き続き、令和3年度もコロナ禍の収束が全く見えない状況の中でスタートを切ることとなった。前年度は、感染防止という観点からだけではなく、近畿二府四県の6つの支部で構成される私たち近畿青年税理士連盟（以下、「連盟」）が長年抱えてきた活動面における移動距離と時間の問題を解決するための手段として、すべての活動をオンライン会議システムによって行ってきた。同時に世の中でもコロナ禍によってオンライン化やデジタル化が急速に進み、近畿税理士会（以下、「近税会」）の理事会や部・委員会の活動においてもオンライン会議システムが積極的に取り入れられている。たとえコロナ禍が収束したとしても、これからの時代はあらゆる場面で集合型に加えオンライン会議システムの併用が望まれるようになることは、想像に難くない。

私たち連盟は、「会員相互の親睦と研鑽を図りつつ、納税者の権利を護り、租税制度の改善と税理士制度の発展を図ること」を目的としており、昭和40年に発足してから50年以上もの間、志を同じくする近畿二府四県の6支部が集い、税理士制度に関する議論を重ね、絶えずその発展を目指している。昨年12月に公表された令和3年度与党税制改正大綱には、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会への対応や多様な人材の確保等を踏まえた税理士法改正の検討についての記載があり、日本税理士会連合会（以下、「日税連」）では納税環境のデジタル化に対応した税理士制度の構築に向けた令和4年度税理士法改正の実現を目指している。また、多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため、受験資格要件の見直しとして会計学に属する科目に限っては受験資格要件を不要とする方向性がすでに示されている。デジタル化に対応した税理士法改正については、申告納税制度の理念と納税者のための税理士制度という理念を念頭に置き、また、受験資格要件の見直しについては、前年度の制度部での意見を集約した「税理士試験制度についての報告書」をさらに発展させながら、法改正へ向けた連盟としての意見を表明するための活動を行う。

さて、受験者数の減少や官報合格までに相当の期間を要することが、連盟活動にも大きな影響を与えていることは言うまでもない。若手会員の減少や新規入会者の減少により、支部と連盟での役職の兼任や、開業後間もない時期から大きな役職に就き、本業に少なからず影響を与えてしまっている様子も散見する。オンライン会議システムを利用することで、移動距離と時間の短縮は出来たとしても、これまでと同じ活動形態を維持することは年々厳しい状況となっている。また、時間短縮のためにオンライン会議システムを利用したとしても、連盟活動の魅力の一つである親睦の面では、十分とは言えない。今、まさに連盟として6支部の繋がりを末永く維持できるように、抜本的改革に向けた行動を起こさなければならない時期に来ていると感じている。今年度は、連盟組織を次世代へ繋げるため

の規約改正をはじめとする抜本的な見直しに力を入れる。そして、親睦と研鑽と6支部の持つ力を最大限に発揮できる新しい連盟活動の形を構築していきたい。

私は、「制度の青税」という言葉を誇りに思う。納税者や我々税理士にとって、これから先も税理士制度が続く以上、連盟規約第2条に掲げる「納税者の権利を護り、租税制度の改善と税理士制度の発展を図ること」は必要不可欠であり、50年以上も税理士制度について深く研究し提言してきた私たち連盟の活動を途絶えさせることなく次世代へ繋げていかなければならない。しかし、現状では、仮に連盟の魅力を伝えるために更なる活動の活発化を図ったとしても、正会員の減少に伴い支部活動を率先して行う立場にある者が連盟活動にも力を入れることになる状況が、少なからず会員への負担となっていることは否めない。次世代に繋ぐために変化することを恐れず、そして次世代にとって魅力ある連盟であるよう、連盟組織全体を再構築していきたい。それが、57年続く連盟の歴史において、初の女性代表幹事であり、初の2期連続代表幹事となった私に与えられた使命である。

以上を踏まえ、今年度は下記に重点を置き活動する。

- ① 日税連や近税会の動向を注視し、令和4年度税理士法改正及びその先にある法改正へ向けた意見を提言する。
- ② 連盟組織の在り方について、徹底的に検討する。

2. 活動施策

(1) 税理士制度・税制

日税連や近税会における税理士法改正に向けた動向を注視しながら、あるべき税理士制度について研究、意見集約を行い提言する。また、税理士制度に対する基礎知識の共有や再確認、情報を共有する場を設ける。

全青税の税制改正意見書の作成への意見集約及び令和4年度全国大会における研究発表に向け積極的に取り組む。

(2) 組織活動・組織運営

組織活動は基本的に各支部での活動に委ねるが、各支部の認定研修をオンラインで配信する方法を検討し、6支部の繋がりを維持できるよう努める。

また、コロナ禍における感染対策を徹底しながら、幹事会等の諸活動において意見集約しやすい環境を作れるように、可能な限り最低限支部単位での集合体を維持できるよう努める。

近税会の証票伝達式については、今年度もオンラインでの開催が続くと見込まれるため、早期に未入会者への入会促進、情報収集の手段を検討し、実行する。

(3) 広報活動

引き続きホームページへ認定研修等の情報を掲載し、主に対外的な広報の手段として活用する。

また、Facebookページ上での活動報告を積極的にを行い、主に対内的な広報の手段として活用し連盟活動へ関心を持ってもらう。

広報誌については、定期的に発行し、連盟活動のみならず6支部間の活動報告の場として積極的に活用し、その内容の充実に努める。

(4) 全国青年税理士連盟における活動

連盟は全青税で最も会員数が多く、連盟活動が活発化し参加者が増えることは、ひいては全青税の活性化にも繋がることとなる。今年度も感染対策に重点を置きながら、可能な限り理事会や全国大会へ積極的に参加するとともに、他の単位青税との交流を通じ知見を広げることで連盟活動に活かしながら、全青税活動の活性化にも繋げていく。

(5) 近畿税理士会への対応

理事会を参観して会務運営を把握し、本会の役員さらには部員や委員として活躍する青税会員を通じて情報を収集し、その動向を注視する。

また近税会執行部との懇談会を申し入れ、積極的に意見交換を行うことで連盟の意見が会務運営等に反映されるようにする。

II 各部事業方針

1. 総務部 部長：安田 浩二（大阪）

代表幹事を補佐し、その方針に基づき、幹事会及び会務の円滑な運営を行う。また、各支部と連盟、全青税と連盟との情報の伝達及び相互の意思疎通を図るため以下の事業を行う。

(1) 総務

- ① 総会、幹事会その他各種会議の企画、準備設営を行う。
- ② 各部、各支部事業の円滑な運営のための調整を行う。
- ③ 近税会その他各種団体との連絡協議を行う。
- ④ 大阪支部総務部長の協力を得て、事務局の管理運営を行う。
- ⑤ 文書の発受信及び管理を行う。
- ⑥ 近税会へ認定研修の届出・報告を行う。
- ⑦ 全青税理事会での審議内容、全青税で取り組んでいる事項などの情報及び各単位青税における活動状況など有益な情報を収集し、連盟に伝える。
- ⑧ 連盟における活動状況や情報を全青税に伝えるとともに、全青税に対する連盟としての主張や意見を的確に伝達する。
- ⑨ 組織部と協力し、各支部の情報交換を促進する。
- ⑩ 会員に対する弔事連絡及び対応を行う。
- ⑪ 必要に応じて支部長会を開催する。
- ⑫ 本会役員に就いている青税会員との懇談会を開催する。
- ⑬ 連盟幹事等対象のグループウェア（E-DESK）において、その管理運営を行う。
- ⑭ オンラインでの会議を開催し連盟活動への参加の入り口を広げる。

(2) 経理 担当：玉置 康人（和歌山県）

- ① 令和3年度収支予算案及び収支計算書を作成する。
- ② 資金管理及び予算管理を適正に実施し、合理的運営を図る。

(3) 業務サポート委員会 委員長：黒田 佳紀（奈良県）

- ① 会員名簿を作成しホームページ上へ掲載するとともに、会員の利便性向上に向けて改善の必要がある場合には速やかに対応する。
- ② 総務部長を補佐し、円滑な会務運営の一端を担う。

2. 制度部 部長：小西 伸幸（大阪）

前年度作成した「税理士試験についての報告書」を土台として、税理士法改正に向けた連盟としての意見を提言する。

また、令和4年8月に予定されている全青税の研究発表に向けた論文の作成及び全青税の税制改正意見書の作成に向けた連盟としての意見集約の中で、税制の研究を行う。今年度は従来のような3つの委員会は設置しないため、スケジュール管理を徹底したうえで、各支部の協力のもと活動に取り組む。

3. 組織部 部長：笹田 淳（大阪）

全青税行事及び各支部における連盟との繋ぎ役として、また支部間の関係強化と会員拡大に繋げるために以下の活動を行う。

- ① 全青税全国大会に向けての積極的な動員を図る。
- ② 近税会の証票伝達式開催時には、会場周辺にて各支部の協力を得て連盟リーフレットや研修会の案内等を配布し、会員の勧誘活動を行う。
- ③ 税理士試験受験専門学校との連携強化を図り、会員拡大を推進する。
- ④ 各支部が行う研修等の情報収集や発信を通じて、連盟と各支部及び支部間の相互連携を図り、各支部及び連盟の組織発展及び充実を図る。
- ⑤ 会員相互の交流を図るために、ゴルフコンペを実施する。

4. 広報部 部長：竹代 慶吾（兵庫県）

連盟活動及び税理士業務に関する情報等を会員に対して広報し、会員外に対しては会員拡大に繋がる広報を行うため以下の事業を行う。

- ① 広報誌「近畿青税」を最大4回発行する。
- ② 連盟ホームページを積極的に利用して対外的に連盟活動を発信する。

またFacebook等のSNSを活用し主に会員へ向けて連盟活動の報告や周知に繋げる。

(1) ホームページ管理運営委員会 委員長：大黒 将範（滋賀県）

広報部長を補佐し、各支部の認定研修の情報を遅滞なくホームページに掲載するとともに、その情報を連盟内で速やかに共有することで、6支部間の組織連携に努める。また、各支部の合格者祝賀会の情報をホームページ上に速やかに掲載することで、対外的な周知を図る。

5. 連盟組織検討委員会

次世代へ繋ぐために、連盟組織の在り方について各支部の意見を集約しながら、規約のみならず組織運営方法や具体的な活動内容について見直し、組織改革に向けた検討を積極的に行う。

(1) 規約改正担当 委員長：東 紘太郎（京都）

主として年齢に関する規約について、各支部の意見を集約し改正に向けた検討を行い具体化する。

(2) 組織運営担当 委員長：辻田 学（兵庫県）

6支部間における連盟の役割や全青税との連携などについて各支部の意見を集約し、あるべき連盟の姿に向けた検討を行い具体化する。

(3) 活動内容担当 委員長：和田 泰裕（京都）

規約改正担当委員長および組織運営担当委員長と連携して、意見集約の結果を踏まえたうえで、主として連盟活動の中心となっている制度部の活動の具体的な方法について、次年度へ向けた検討を行う。

Ⅲ 令和3年度 一般会計 収支予算案

自 令和3年5月1日

至 令和4年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
I. 会 費	18,000,000	大阪支部 18,000 × 201人= 3,618,000 京都支部 18,000 × 373人= 6,714,000 兵庫県支部 18,000 × 193人= 3,474,000 和歌山県支部 18,000 × 73人= 1,314,000 奈良県支部 18,000 × 39人= 702,000 滋賀県支部 18,000 × 121人= 2,178,000 計 18,000 × 1,000人= 18,000,000
II. 雑 収 入	530,000	大阪支部事務局使用料 480,000 大阪支部コピー使用料 20,000 その他 30,000
繰 越 剰 余 金	8,325,540	
合 計	26,855,540	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
I. 支 部 交 付 金	6,600,000	各支部交付金 6,000 × 1,000人= 6,000,000 定額交付金 100,000 × 6支部= 600,000
II. 事 業 活 動 費	8,350,000	
(1) 総 務 部 費	6,250,000	
① 事 務 局 運 営 費	1,350,000	
② 会 員 名 簿	300,000	
③ 総 会 費	1,100,000	
④ 通 信 費	180,000	
⑤ 消 耗 品 費	110,000	
⑥ 会 議 費	250,000	
⑦ 全 青 税 対 策 費	2,600,000	
⑧ 雑 費	360,000	
(2) 制 度 部 費	400,000	
(3) 組 織 部 費	500,000	
(4) 広 報 部 費	900,000	
(5) 連 盟 組 織 検 討 委 員 会 費	300,000	
III. 全 青 税 分 担 金	4,569,600	6,400 × 714 人= 4,569,600
IV. 予 備 費	7,335,940	
合 計	26,855,540	

注) 各事項の相互流用は、幹事会の承認により行うことができる。

令和3年度 事務局特別会計 収支予算案

自 令和3年5月1日

至 令和4年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
繰 越 剰 余 金	453,379	
合 計	453,379	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
合 計	0	

令和3年度 税理士制度改善特別会計 収支予算案

自 令和3年5月1日

至 令和4年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
繰 越 剰 余 金	2,525,466	
合 計	2,525,466	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
合 計	0	

令和3年6月5日

近畿青年税理士連盟

代表幹事 藤原 功子

第3号議案 全国青年税理士連盟副会長、理事及び 会計監事候補者選任の件

次の役員候補者を推薦する。

副会長 辻田 学

理事 今元 明彦 上田 寛実 清本 敏弘 小西 伸幸
笹田 淳 富川 和將 森岡 崇 安田 浩二
山田 暁久 山西 賢宏 吉竹 慶次
(以上大阪支部・11名)

東 紘太郎 伊島 悠 伊庭 健裕 片岡 卓也
川野 智也 島津 有希 土肥 豊 野村 政史
原 謙介 廣瀬 翼 水野 朝太郎 山田 隆一
(以上京都支部・12名)

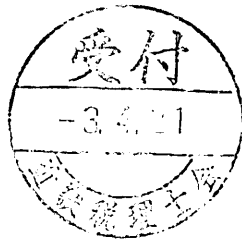
木村 華子 小山 裕右 竹代 慶吾 立花 義通
野間 貴久 濱田 誠二 東田 慶国 平田 亮
毛利 進士
(以上兵庫県支部・9名)

島 紀郎
(以上和歌山県支部・1名)

東郷 鐘吾
(以上滋賀県支部・1名)

会計監事 三谷 智

資 料 編



近畿税理士会
会長杉田宗久殿

令和3年4月20日

近畿青年税理士連盟
代表幹事 藤原功子
大阪市中央区船越町1-1-1
大手前ハウス202号室



税制改正に関する意見書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は近畿青年税理士連盟の活動に対し、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましては「令和5年度税制改正に関する意見書」の作成にあたり、広く会員より意見・要望の提出を求めています。

そこで当連盟は貴会の要請に応えるべく、当連盟において取り纏めた税制改正に関する意見書を提出することにしました。

参考意見として取り上げていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、内容につきましては、以前取り上げられた項目につきましても、当連盟の要望として再度掲載しているものがあることをあらかじめお断りしておきます。

敬 具

税制改正に関する意見書

近畿青年税理士連盟
代表幹事 藤原 功子

はじめに

税理士は税理士法第1条の理念に基づき、申告納税制度のもとで納税者の信頼にこたえ、納税者の納税義務の適正な実現を図ることを通じて納税者の権利を擁護することをその使命としている。また、税理士法49条の11では税理士会に租税等について建議を行う権利が与えられている。これは税の専門家の団体である税理士会には、税に関する法案の立案過程において意見を述べることで、専門家の立場から税制に関するチェック機能を果たすという国民の負託に応えていくことが求められているからである。従って、税理士及び税理士会は、常に国民生活や経済の発展のためのあるべき税制を目指して意見を集約し、建議権を十分に活用しなければならないという責務がある。

当連盟は納税者の権利擁護・租税制度の改善・税理士制度の発展を目的として活動している。その目的達成のためには申告納税制度の理念やその意義を広く国民に理解してもらうことが望ましく、租税法律主義の原則の一つである手続的保障原則を充足するためにも、納税者権利憲章の制定が必要であると考えます。

また、近年、税制はますます複雑化しており、特に所得税法に至っては、税の3原則である「公平・中立・簡素」のうちの公平を追求するあまり、簡素の要素が大きく欠落していると考えます。消費税法における軽減税率制度についても、同様のことが言える。あるべき税制を構築していくうえで、公平であること、中立であること、簡素であることは相容れない面はあるが、納税者にとって理解しやすく納得できる税制を目指さなければならない。

そこで、当連盟は、納税者の権利擁護と税の3原則を念頭に置いたあるべき税制の構築に向け、意見を集約しここに表明する。

I 所得税法

1. 所得控除を見直すべきである

所得控除については、以下の通り見直すべきである。

(1) 基礎控除額を見直すべきである

① 基礎控除額を引き上げるべきである

憲法は第 25 条において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」として、生存権を保障している。「健康で文化的な最低限度の生活」を営む上で必要な支出は最低生活費と呼ばれ、所得税法においては、納税者本人分の最低生活費については基礎控除として課税対象外とされるべきことが憲法上要請されるのである。つまり、応能負担の原則により最低生活費には担税力が見出されないため、これを課税対象から除外することにより生存権を所得税法上も保障することになるのである。

しかしながら現状の基礎控除額 48 万円では、納税者本人の最低生活費をみたしているとは到底思えない。

従って、最低賃金の平均値を元にして計算した金額まで基礎控除額を引き上げるべきである。

<参考>

令和 2 年度最低賃金の全国平均 902 円×40 時間×50 週=1,804,000

② 基礎控除の通減・消失措置は廃止すべきである

令和 2 年分の所得税より納税者の合計所得金額に応じて基礎控除の通減・消失措置がとられたが、上記①のとおり基礎控除は最低生活費の課税対象からの除外、すなわち憲法の要請する生存権の保障の現れであり、所得の多寡によりこれを通減消失されることは許されない。

従って、基礎控除の通減・消失措置は廃止すべきである。

③ ①の基礎控除額の引上げの実現を前提に、給与所得控除を縮減すべきである

給与所得控除は「給与所得に係る必要な経費の概算控除」及び「他の所得との負担調整のための特別控除」を制度趣旨とする。また従来の基礎的人的控除と給与所得控除額を合わせて給与所得者の課税最低限を設定していると考えられている。

上記①の実現により基礎控除額が引き上げられた場合には、給与所得控除は、「給与所得に係る必要な経費の概算控除」として適正な水準まで縮減し、「実額経費の全額を控除できるように更なる改定をした特定支出控除」との選択適用とすべきである。

④ ①の基礎控除額の引上げの実現を前提に、公的年金等控除は廃止すべきである

公的年金等に係る所得は昭和 62 年の年金税制改正までは、給与所得とされており、給与所得控除を差し引いて所得金額を計算していた。その後公的年金等に係る所得区分は雑所得に変更されたが、この所得区分変更に伴い、給与所得控除に代わるものとして設け

られたのが、公的年金等控除である。

公的年金等控除の制度趣旨は「他の所得との負担調整のための特別控除」とされる。(給与所得控除のような「必要な経費の概算控除」の要素は含まれない。)また、従来の基礎的人的控除と公的年金等控除額を合わせて年金所得者の課税最低限を設定しているとも考えられている。

上記①の実現により基礎控除額が引き上げられた場合には、公的年金等を受給するためにその年に支払う必要な経費の支出がなく「必要な経費の概算控除」的な役割もないことから、公的年金等控除は、廃止すべきである。

(2) 年少扶養親族を扶養控除の対象とすべきである

子ども手当の創設に伴って年少扶養親族の扶養控除の適用が廃止され、その後、子ども手当が廃止されたにもかかわらず、扶養控除適用が復活せずに現在に至っている。

扶養控除は基礎的人的控除のひとつであり、憲法 25 条で保障している生存権を税法上表現したものである。消費生活を共にする扶養親族の消費支出は、納税者本人の担税力の減殺要因として取り扱われるべきものであるため、年少扶養親族を扶養親族の対象とすべきである。

(3) いわゆる早生まれの扶養親族・特定扶養控除の適用について

扶養控除・特定扶養控除の判定は、12月31日現在の年齢で判断されるため、いわゆる早生まれ(1月2日から4月1日)の者は、扶養控除・特定扶養控除の適用が、早生まれでない者より1年分受けられない可能性がある。

中学・高校・大学等の年度に合わせる形で、扶養控除・特定扶養控除の適用をおこなうべきである。

(4) 医療費控除を廃止すべきである

医療費控除は、シャープ勧告により、大手術や長期の入院など一定額以上の多額の医療費の支払いは納税者の担税力の減殺要因であるとして設けられた制度である。しかしながら、今日では、高額療養費の払い戻しを受けることができることなどの理由により、医療費控除等の必要性が従前に比べ小さくなっている。

平成 29 年分の所得税から、セルフメディケーション税制が創設されるなど、当初の医療費控除の制度趣旨から逸脱し、医業・医薬品製造販売業の優遇措置化している。

従って、医療費控除は廃止すべきである。

(5) 生命保険料控除及び損害保険料控除は廃止すべきである

これらの所得控除は政策的理由に基づき設けられた所得控除であり、同時にこれらの支出促進のための加入者優遇措置である。しかし、加入者は、保険料の支払いがある一方、

その対価として生命保険契約に係る権利などを取得しており、そこに所得控除を設けるべき担税力の減殺は認められない。

また生命保険会社・損害保険会社等の要請により制度の改正が繰り返されている現状を見る限りこれらの業界に対する優遇措置と言わざるを得ない。

従って、これらの所得控除は廃止すべきである。

(6) 雑損控除の対象となる災害等に特殊詐欺による被害を含むべきである

災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

雑損控除の対象となる損害については、①震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害、②火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害、③害虫などの生物による異常な災害、④盗難、⑤横領と限定列挙されており、詐欺は控除対象となる損害に含まれてない。これは、詐欺については「自らの意思」で財貨を渡したという行為が盗難や横領と違うという点で、その取り扱いが区別されているためであるといわれる。

しかし特殊詐欺、いわゆる「振り込め詐欺」については、一般の詐欺が自らの利益のために財貨を渡しているのに対し、親族などが受けた被害に救済などの事由を犯罪者に誤認させられたことにより生じており、被害者がこれらの特殊詐欺の被害を受けたことによる担税力の減少は、救済されるべきと考える。

従って、雑損控除の対象となる災害等に特殊詐欺のうち本人の帰責事由がないものを含むべきである。

(7) 寄付金控除の見直し

寄付金控除は、原則として寄付金の額から2,000円を差し引いて控除額を計算する。この2,000円は足切額として設けられたと考えられるが、少額でもあり、むやみに制度を複雑にし、納税者の制度に対する理解の妨げとなっている。

従って、2,000円の控除は廃止すべきである。

2. 金融所得に対する分離課税を廃止し、総合課税により課税すべきである

- ① 所得税は担税力に応じた税負担を分かち合うという総合課税を原則としている。その例外である分離課税での課税方法は、本来負担すべき税額が、高所得者については軽減され、逆に、低所得者については本来よりも加重される事態が生じており、課税の公平に反している。

金融所得については、証券市場の育成や投資の促進等の政策目的のため総合累進課税の理念が後退させられてきた。現状、合計所得金額が1億円を超えると、所得税負担率が低下していく事態となっているが、これは、合計所得金額のうち株式等譲渡所得の割合が、

合計所得金額が 1 億円を超えたあたりから増加していることを見れば、金融所得が分離課税により軽課されていることによるものであり、高額所得者にとって非常に有利な課税方法になっており、著しく不公平な税負担になっている。

従って、金融所得に対する課税方法については、分離課税による比例税率でなく、総合課税により超過累進税率を適用すべきである。

- ② ①の場合において、金融所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これを他の譲渡所得・配当所得の金額からのみ控除することができるようになるべきである。その他の所得との損益通算を認めないのは、金融商品の売買を利用することによる所得調整を防止するためである。
- ③ 金融所得の計算上の生じた損失の金額で②の通算をしてもなお引ききれなかったものがあるときは、翌年以降の譲渡所得・配当所得の金額からの控除を認めるべきである。
- ④ ①にかかわらず、利子所得など少額なものは、徴税費を考慮し、申告が不要となる源泉分離課税制度を適用すべきである。

3. 年末調整を廃止すべきである

我が国の所得税法は、申告納税制度を原則としながらも源泉徴収制度を取り入れている。さらに給与所得については、年末調整を導入している。この 2 点により、納税者の大多数を占める給与所得者が確定申告をすることなく所得税の納税を完結させている。

給与所得についての源泉徴収制度は昭和 15 年戦時増税の手段として始まり、年末調整は戦後間もない昭和 22 年に開始されている。両制度は非常事態における徴収を確保する為の方法である。うち、年末調整については、昭和 24 年でのシャープ税制勧告において廃止する方向での提案がなされていたものである。

年末調整における問題点としては、複数考えられる。中でも最も重要な弊害は納税者意識が著しく低下することである。年末調整により、納税者本人が所得税法に従い自らが納付すべき税額を計算する機会を失っており、各種控除の意義や自らの納税額を意識できない状況に置かれている。納税者意識の低下は民主的申告制度の根幹を揺るがす問題であり、申告納税制度の理念に反している。

従って、年末調整を廃止すべきである。

4. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すべきである

事業所得の必要経費の控除は実額控除が原則であるが、社会保険診療報酬の所得計算については概算控除との選択が認められている。

この特例は、昭和 29 年に「社会保険医に対する所得基準の維持」「所得計算の簡素化」「国民皆保険の定着」等を目的に暫定措置として議員立法により創設された。その後、数次の改

正を経て、現行の特例は「小規模零細医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにすること」を目的に「小規模事業者の税務に係る事務負担の軽減をする」ために必要とされているが、現状特例適用者のほとんどが特例と実額の有利不利判定を行っている実情を考えると、その制度趣旨に沿った利用がなされているとは言えない。

また、特例で定められている概算経費率により計算した概算経費と実額経費との間に多額の差が生じている。結果、この特例は、特定の業種に対する優遇税制となっており課税の公平を著しく歪めている。従って、この特例は早急に廃止すべきである。

5. 準確定申告書の提出期限を延長すべきである

所得税の準確定申告書の提出期限は、昭和 22 年以来改正されておらず、「相続の開始を知った日の翌日から 4 月を経過した日の前日まで」とされている。

しかし、被相続人の所得に関しては、たとえ親族である相続人といえどもそれを正確に把握することは容易ではなく、それなりの期間が必要である。

相続税申告書の提出期限については、昭和 22 年当初は 4 月であったものが 6 月、平成 4 年改正で 10 月と延長されている経緯を踏まえ、準確定申告書の提出期限についても相続税の申告期限と同じ「相続の開始を知った日の翌日から 10 月を経過した日の前日まで」延長し、相続人の事務的・心理的負担の減少を図るべきである。

6. 復興特別所得税を廃止すべきである

復興所得税は東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するために平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年に渡り課税されるが、将来的には東日本大震災時に出生していない者にも課されることとなり、その対象期間に根拠が乏しく世代間における課税の公平に反している。

従って、復興特別所得税は廃止すべきである。

7. 土地建物に係る譲渡所得の課税の見直し

(1) 土地・建物の譲渡に係る譲渡所得については、長期・短期の区分をなくし、土地・建物の譲渡所得のために設けた超過累進税率で分離課税したうえで、所有期間に応じた税額控除を行うべきである。

土地・建物の譲渡所得を短期と長期に分け、前者を重課したのはバブル期における土地投機を抑制するためであり、現在となつては短期譲渡を重課する理由が乏しい。

従って、土地・建物の譲渡所得については長期・短期の区分をなくし、そのうえで、分離課税として譲渡所得に対応する超過累進税率をあらたに設け、課税すべきである。

※（例1）の場合は従来の分離課税を適用する方がかえって税額が高くなる。

（例1） 譲渡所得が200万円の場合

① 従来（長期）

$$200 \text{ 万円} \times 15\% = 30 \text{ 万円}$$

② 従来（短期）

$$200 \text{ 万円} \times 30\% = 60 \text{ 万円}$$

③ 所得税の超過累進税率

$$200 \text{ 万円} \times 10\% - 97500 = 10.25 \text{ 万円}$$

④ 仮に相続税の超過累進税率で計算した場合

$$200 \text{ 万円} \times 10\% = 20 \text{ 万円}$$

（例2） 譲渡所得が2000万円の場合

① 従来（長期）

$$2000 \text{ 万円} \times 15\% = 300 \text{ 万円}$$

② 従来（短期）

$$2000 \text{ 万円} \times 30\% = 600 \text{ 万円}$$

③ 所得税の超過累進税率で計算した場合

$$2000 \text{ 万円} \times 40\% - 2796000 = 520.4 \text{ 万円}$$

④ 仮に相続税の超過累進税率で計算した場合

$$2000 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 250 \text{ 万円}$$

（例3） 譲渡所得が1億円の場合

① 従来（長期）

$$1 \text{ 億円} \times 15\% = 1500 \text{ 万円}$$

② 従来（短期）

$$1 \text{ 億円} \times 30\% = 3000 \text{ 万円}$$

③ 所得税の超過累進税率で計算した場合

$$1 \text{ 億円} \times 45\% - 4796000 = 4020.4 \text{ 万円}$$

④ 仮に相続税の超過累進税率で計算した場合

$$1 \text{ 億円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 2300 \text{ 万円}$$

そのうえで、居住用建物並びにその敷地又は相続により取得した土地や建物の譲渡については、所有期間に応じた税額控除を認めるべきである。

(2) 土地や建物の譲渡に係る譲渡損失の金額が生じた場合は不動産所得の金額との損益通算を認めるべきである。

土地や建物に係る譲渡所得の計算上生じた損失の金額については、値下がり損であり、そこに担税力の減殺が認められるため、土地・建物等の運用果実である不動産収入に係る不動産所得の金額との損益通算を認めるべきである。

(3) 損益通算しても引ききれなかった損失の金額があるときは 3 年間の繰越控除を認めるべきである。

損失の繰越控除制度は、損失があった場合の担税力の減殺等を考慮して創設された制度であり、青色申告者については純損失の金額の全てについて繰越控除が認められている。青色申告者である不動産取引業者についても、土地や建物に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額で(2)の損益通算をしてもなお引ききれなかったものがあるときは、翌年以降の譲渡所得金額または不動産所得の金額からの控除を認めるべきである。

8. フリンジ・ベネフィットに対する課税の適正化を図るべきである

フリンジ・ベネフィット（給与所得者に対し、給与以外に提供する経済的利益）は、所得税法第 36 条の規定により、原則として課税の対象とされるべきものである。

しかし現実には、多種多様のフリンジ・ベネフィットの内容、範囲等が国税庁長官の発する所得税基本通達で定められて課税の適否が判断されており、租税法律主義に反する点で問題視されている。さらに、金銭での給与と比較すると、同等の経済的利益を得ているものに同等の税負担がなされないという水平的公平性に反すると同時に、より多額の金銭給与を得ているものがフリンジ・ベネフィットも多く得ていると考えるため、より多額の経済的利益を得ている者により多額の税負担がなされないという、垂直的公平性に反する点でも問題視されている。

従って、フリンジ・ベネフィットについては、非課税対象の見直しを含め、法令によって定めることで課税の適正化を図るべきである。

9. 公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）の払戻金について源泉分離課税制度を導入するべきである

公営競技の払戻金については、一時所得又は雑所得として申告が必要なケースがあるが、それらの大部分において申告漏れとなっているのが実態である。これを裏付けるものとして、会計検査院の「平成 29 年度決算検査報告の特色」において、平成 27 年分の申告における一定の高額な払戻金についての申告割合が 2 割強であるとの考えが示されている。

払戻金の申告義務については、近年の外れ馬券訴訟や、国税庁・JRA 等による周知活動

によって世間に広く認知されることとなったが、まだまだ認知不足であったり、誤った認知のされ方があったりと、申告義務が正しく理解されているとは言い難い状況である。

また、公営競技に参加する者については、継続的に購入と払戻しを受けている者も多く、当初の投資額である元本を含めた払戻金が申告時に残っておらず、担税力に乏しいケースも考えられる。これら公営競技の性質を鑑みると、公営競技の払戻金については、申告が不要となる源泉分離課税制度を導入すべきである。

10. 確定申告書に税率表を記載すべきである

所得税額の計算については、超過累進税率であるため、自らがどの率で計算されているのかが解りづらく、また確定申告書をもて自らの税率を知ることが不可能である。

確定申告書に税率表を記載する事により、容易に自らの税額を計算する際に用いた税率などを知ることができ、納税者の税への関心を高めることとなる。それにより、申告納税に伴う「納税の痛み」を通じて民主主義国家の主権者としての意識を高めることが期待できる。従って、確定申告書に税率表を記載すべきである。

11. 源泉徴収票に給与所得控除額と税額表を記載すべきである

現行の年末調整制度の下で、大多数の給与所得者が自らの税負担額を自ら確定させるという権利を奪われている。従って、給与所得の源泉徴収票のみが個人の所得税についての給与所得者が受け取る書類となる。

しかし、現行の給与所得者の源泉徴収票は、収入金額からの加減乗除により自らの所得税額を確かめることができない構造となっている。自らの税負担をしっかりと認識することを通じて民主主義国家の主権者としての意識を高めるためにも給与所得の源泉徴収票に、給与所得控除額及び税率表を掲載すべきである。

II 法人税法

1. 役員給与を原則損金算入とすべきである

現行の役員給与税制の問題点は、法人税法第34条第1項で損金不算入となるものを列挙して法人税法第22条第4項の別段の定めとしているのではなく、損金算入分（定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与）だけを限定列挙して、その他は損金不算入としていることである。これではあらかじめ法が想定している以外の方法で支給したものはすべて損金不算入となってしまう。また、新型コロナウイルスの影響により経営の状況が著しく悪化したことによる役員給与の減額は、減額改定事由に該当するが、その後業績の回復に伴う役員給与の増額は、臨時改定事由に当てはまらないため、現状に即していない不都合がある。

正当な役員給与とまで支給形態を満たさないがために損金に算入されないこととなる現行の法人税法第34条第1項は廃止して、原則損金算入とすべきである。

2. 交際費の損金不算入制度を撤廃すべきである

企業がその事業を営むに当たって、交際費を支出することはほとんど不可避と考えられる。従って、企業会計上、交際費の支出は費用となる。

これに対して、法人税法上、交際費については、その全部または一部が損金不算入となる制度が設けられている。交際費の損金不算入制度は、昭和29年の租税特別措置法の改正によって設けられた。その制度趣旨は、企業の資本蓄積の促進にあった。すなわち、当時、減価償却の励行、準備金や特別償却制度の創設、資産再評価の強制、高率配当の自粛、増資配当の免税等の措置が資本充実のための諸施策として講じられ、交際費課税についても、その一環として、できる限り冗費を節約するために設けられた。その後も、損金不算入制度の具体的な計算方法は改正されてきたが、現行法では、原則損金不算入（一定の措置あり）と規定されている。

しかしながら、現在の経済状況下で、企業の支出を抑制させるような損金不算入制度は時代にそぐわないのではないだろうか。そこで、交際費は損金算入とし、損金不算入制度を撤廃すべきである。

3. 受取配当等については全額益金不算入とすべきである

法人が支払う配当は、法人税が課税された後、税引き後の利益から支払われるものである。本来受取配当等の益金不算入制度は二重課税の調整の観点からすべての受取配当について益金不算入とすべきであり、新設された当初は（負債利子を除いた）100%益金不算入としてきた。その後、昭和63年に株式保有割合25%未満の株式について益金不算入割合が100%から80%となり、さらに平成14年に50%に縮減された。

完全子法人株式等、関連法人株式以外の株式等について益金不算入割合が縮小されてい

る主な理由として、投資目的で取得されることが多く、投資から生じた果実である配当を全額益金算入とすることがなじまないことが挙げられているが、本来の制度の趣旨は二重課税の排除であるため、保有割合によって差異を設ける理由はなく、負債利子控除もそぐわない。

従って、完全子法人株式等及び関連法人株式等以外の株式等についても二重課税を排除するため、益金不算入割合を従前の100%とし、一律全額益金不算入とすべきである。

4. 欠損金の繰戻しによる還付期限を延長すべきである

現行の規定では、欠損の生じた事業年度開始の日の前一年以内に開始した事業年度の所得に対する法人税額のみが還付の対象となっているが、これを延長すべきである。

法人税は本来、法人の設立から清算終了までの期間に対して適正に課税させるべきであるところ、法人は継続を基本として運営されているため人為的に一年以内に期間を区切り、申告納付している。法人の所得には当然に浮き沈みがあり、累計利益額が同じであっても、利益の波によって課税される法人税額が異なるのは問題がある。これを是正するために繰戻還付の対象期間を延長すべきである。

Ⅲ 消費税法

1. 非課税売上高に係わらず課税仕入れは全て仕入税額控除を認めるべきである

消費税は消費者に負担を求め、納税義務者である事業者が納めるものであるが、一定の取引については社会政策上の配慮から非課税取引とされ、消費者に負担を求めないこととされている。しかしながら、非課税取引を行う事業者は仕入税額控除が出来ず、負担を強いられる消費税相当額を売上代金に転嫁することになる。そのことは、実質的に消費者が消費税を負担していることとなり、消費税を非課税としている政策目的に反することとなる。

また、非課税売上高に対する仕入税額控除を認めない現行制度により、課税売上割合の計算、課税仕入の区分判定、課税売上割合が著しく変動したときの調整、課税業務用から非課税業務用に転用した場合の調整など税額の計算が複雑となっている。加えて、不当な仕入税額控除を受けるために租税回避を行う事業者に対応するため、居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化の制度が制定されるなど、さらに計算が複雑化している。これは、税は簡素であるべきとの原則から甚だしく逸脱している。

従って、非課税売上高に係わらず課税仕入れは全て仕入税額控除を認めるべきである。

2. 軽減税率制度を廃止し、単一税率に戻すべきである

軽減税率制度については、以下の理由により、速やかに廃止し、単一税率に戻すべきである。

- ① 標準税率と軽減税率の区分表示及び集計管理面等で、膨大な事務コストが生じ、逆進性対策の効用に対して、社会的コストが過大となっている。
- ② 軽減税率の適用にあたって、対象品目の線引きを行う際の客観的な判断基準が設定しづらく、経済に対する税の中立性で問題が生じる可能性が高い。この点、十分な議論がなされることなく定期購読契約が締結された一定の新聞について軽減税率制度の対象に加えられる一方、本来、軽減税率の趣旨からすれば、当然に対象項目に含まれるべき品目（例えば、おむつや介護用品等）については軽減税率制度の対象から除外されている。

こうした軽減税率の対象については、本来の逆進性対策という目的から外れ、政治的な恣意性により操作される恐れがあり、単なる特定業界への優遇措置となってしまうリスクを多分に孕んでいる。

- ③ 軽減税率制度は、消費金額の多い富裕層に効果が大きく、逆進性対策をすべき低所得者層は、消費金額も少なくその効果が小さくなるため、そもそも軽減税率制度の導入という消費税法の枠組みの中においても逆進性の問題を解決できない。

- ④ 日本が消費税導入時のモデルとしたEU付加価値税制度においても、軽減税率の複雑な構造ゆえに制度疲労をおこし、EU内で制度見直し論が出ている。
- ⑤ 売上は軽減税率、仕入は標準税率となる事業者の資金繰りに悪影響を与える。
- ⑥ 課税実務の現場において、適用税率の判定が明確でないものもあり税率適用の判断が困難であるため、適用税率に関する訴訟等が頻発する恐れがある。
- ⑦ 間接税である消費税のなかで、軽減税率を導入することにより痛税感を解決する事自体が誤った考え方であり、本来の消費税導入目的の一つである「社会保障の充実」を享受できるように税制及び社会保障全体で検討すべきである。

3. 「事業者免税点制度」を見直すべきである

事業者免税点制度は、小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例制度であるが、免税事業者における益税発生が問題となっており、消費税率が上がった昨今では看過できなくなっている。

また、納税義務の有無を決める基準が必要となるが、現行では原則として前々事業年度における課税売上高によって求めることとされており、当課税期間における事業規模が反映されない極めて不合理なものとなっている。

消費税導入から長期間が経過し計算方法も周知されており、他の税金と比べて消費税の税務執行コストは低いこと等からも、事業者免税点制度を維持する特段の理由はなく、制度を廃止し、全事業者を「課税事業者」とすることでこれらの問題を解決すべきである。

ただし、小規模な個人事業者等については一定の配慮が必要と考えられるため、当課税期間における課税売上高が一定額以下である場合には選択により申告不要とする制度を創設すべきである。上記改正により、納税義務の判定が不要となり、制度の簡素化にもつながる。

4. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入すべきでない

消費税の軽減税率の導入に伴い採用される適格請求書等保存方式は、以下の理由により導入すべきでない。

- ① 適格請求書等保存方式のもとでは、原則として適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が無いと仕入税額控除を受けられない仕組みとなっている。そのために請求書等が「適格請求書等」に該当するかどうかの確認を行い、帳簿に記載する必要があり、事業者の事務負担を一層増大させる。
- ② 付加価値税たる消費税は最終消費者が負担すべきであり、最終消費の前段階における税の累積は排除すべきことは当然であるが、税の累積排除機能である仕入税額控除につ

いて適格請求書等が無いという理由で認めないこととなると、当該事業者がその消費税相当額を負担することとなり、消費税の本質からみて妥当ではない。

- ③ 適格請求書等は課税事業者のみが発行できるものであり、免税事業者は発行できない。事業者免税点制度の抜本の見直しを行わずに現行の制度が維持されるとすると、免税事業者からの課税仕入れについては、経過措置として令和8年9月30日まで80%、令和11年9月30日まで50%の仕入税額控除を認めるとされているものの、免税事業者が取引から排除され、あるいは消費税相当額の支払いを拒否される可能性がある。
- ④ 適格請求書等保存方式を導入すると、免税事業者が上記の理由により課税事業者とならざるを得ない。この事は、小規模事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮等の理由により免税が認められている事業者免税点制度の立法趣旨からも妥当ではない。
- ⑤ 適格請求書等保存方式を導入することにより、事業者は仕入税額控除を受けるために取引の相手方が適格請求書発行事業者であるかどうかを事前に確認する必要性が生じる。しかし外見上その確認は容易ではなく、結果として適格請求書発行事業者でない可能性がある小規模事業者が市場取引から排除される恐れが生じる。
- ⑥ インボイス制度を採用している諸外国ではインボイスの偽造が多数報告されており、偽造が容易なインボイス制度を採用することは望ましくない。

5. 簡易課税制度を見直すべきである

簡易課税制度を次のように見直すべきである。

- ① みなし仕入率を大幅に引き下げる。
- ② 事業区分の統合などにより区分数を減らす。
- ③ 適用要件である基準期間における課税売上高を5,000万円から引き下げる。

簡易課税制度は、消費税の導入時に小規模事業者の納税事務負担軽減のための措置として導入された制度であるが、本則課税の場合と比べ控除税額が大きくなり税負担が軽くなるという問題点が指摘されている。そこで、みなし仕入率を引き下げること及び、適用要件である基準期間における課税売上高の引き下げにより適用事業者を制限することによって課税方式による納税額の差額の発生を抑えるべきである。

また、事務負担軽減という簡易課税制度導入の趣旨から考えると、現行の6つの事業区分については、統合などにより区分数を減らして制度の簡素化を図るべきである。

6. 消費税の税率を引き下げるべきである

以下の理由により消費税率を引き下げるべきである。

- ① 消費税は低所得者ほど負担が重く、富裕層ほど負担が軽いという逆進性があり、能力に応じて負担する応能負担の原則に反するものである。逆進性対策として軽減税率などが

行われるが、そもそも増税した上で逆進性対策を行うのは簡素であるべき税の原則に反する。

- ② 所得税などの累進課税には民間経済の過熱期に税負担を増やし、低迷期に税負担を減らすビルトインスタビライザーの機能を保有するが消費税はそういった機能を持たないため景気低迷期にも国民に負担を強い、景気回復を遅らせる。
- ③ 所得税や法人税の税収は不景気のときに減少するが、消費税は税収が経済動向に左右されにくく安定した税と言われる。しかしこれは逆に言えば国民は失業中であっても低所得であっても不景気のときであっても安定的に税金が徴収されるという事である。国家はその信用力から国債発行により極めて低金利で資金を調達することが出来るため、税収に過不足が生じた場合は過不足額に応じて新規発行国債を増減させることで財政収支を安定させる事が出来る。通貨主権に基づいて自国通貨建てで国債を発行している我が国に、いわゆる財政危機の問題は存在しない。
- ④ 消費に対する課税は国民の消費の意欲を減退させる。消費が不足しているデフレの状況ではさらにデフレを加速させる事となるため政府が目標としているデフレからの脱却を遠ざからせる。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響により、所得の減少及び消費の一層の落ち込みが懸念されている。リーマンショック級を遥かに超える経済指標の悪化が続くといわれる状況下において、消費の喚起策が必要である。

IV 相続税・贈与税に関する事項

1. 事業承継税制は「猶予」ではなく「評価減」にすべきである

事業承継税制については、創設当初より使い勝手の悪さが指摘されており、平成30年度税制改正で大幅な改善が図られたものの、事業承継を後押しするという目的が達成されているとは言い難い。

現行の事業承継税制における納税猶予制度はあくまでも納税の先送りに過ぎない。納税猶予の取消を受けた場合の本税及び利子税の納税リスクを払拭することはできず、納税猶予の取消事由に該当しないか否か、継続的な事後管理を必要とする制度となっており、制度利用上の利便性を欠いている。

これらの問題を解決するためには納税猶予制度ではなく、諸外国の制度と同様に評価額の減額制度とし、制度利用者が長期間にわたり納税猶予取消のリスクに晒されることを回避するとともに事後管理の負担を軽減すべきである。

2. 相続税の課税方式を法定相続分課税から遺産取得課税に変更すべきである

法定相続分課税方式は、遺産をどのように分割しても相続税の総額が変わらず、税務執行が容易であるという長所が存在するが、一方で下記4つの欠点が存在する。

- ① 同じ金額の財産を取得した場合であっても、遺産総額や法定相続人の人数により相続税額が異なり、水平的公平が保たれない。
- ② 共同相続人の申告漏れ等が他の共同相続人及び受遺者の納税額に影響を及ぼす。
- ③ 小規模宅地等の特例などの各種特例の効果が他の相続人及び受遺者にも影響を及ぼす。
- ④ 遺贈又は死因贈与により親族以外の者が被相続人より財産を取得した場合、親族以外の第三者が相続税申告に参加することになり、被相続人の遺産の内容が第三者に知られることになる。

上記4つの欠点は、遺産取得課税方式に変更すると、課税標準が相続人又は受遺者が実際に相続した又は遺贈を受けた金額を基礎として算定されるため解消される。

なお、遺産取得課税方式は仮装分割による租税回避や、税務執行上の困難を伴うという欠点が指摘されてきたが、昨今の相続財産の分割においては遺産分割協議書や遺言書が必要であり、仮装分割による租税回避の可能性は法定相続分課税方式と変わらず、税務執行面においても問題は少ないものと思われる。

従って、遺産取得課税方式に変更すべきである。

3. 配偶者居住権の評価方法を見直すべきである

配偶者居住権を設定する場合、不動産の所有権を相続する者には配偶者居住権を除いた価格で相続税が課税されるが、その後その配偶者居住権を相続した配偶者が死亡した場合又は配偶者居住権の存続期間が満了した場合などは、不動産の所有者はなんら課税されることなくその不動産の全ての権利を有する事となる。

配偶者居住権を評価する際は法定利率による複利現価率で現在価値を算出するが、法定利率は年3%と一般的な国内金融機関の貸出金利よりも高くなっており、複利現価率が高い事によって配偶者居住権の現在価値が高く評価される。こういった制度は本来の制度趣旨から外れた過度な節税対策のために利用される恐れがあり、現時点でも配偶者居住権を利用した節税方法を紹介しているホームページなどが散見される。

従って配偶者居住権を評価する際に用いられる複利現価率の利率は、財産評価基本通達4-4に定める基準年利率により評価する事とし、その評価額が低く計算されるように見直すべきである。

令和2年分の基準年利率

(単位：%)

区分	年数又は期間	令和2年											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
短期	1年												
	2年	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
中期	3年	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	4年												
	5年												
	6年												
長期	7年以上	0.05	0.05	0.01	0.1	0.1	0.1	0.25	0.1	0.25	0.1	0.1	0.1

年 0.1%の複利現価表

年数	複利現価率	年数	複利現価率	年数	複利現価率	年数	複利現価率	年数	複利現価率
7	0.993	17	0.983	27	0.973	37	0.964	47	0.954
8	0.992	18	0.982	28	0.972	38	0.963	48	0.953
9	0.991	19	0.981	29	0.971	39	0.962	49	0.952
10	0.990	20	0.980	30	0.970	40	0.961	50	0.951
11	0.989	21	0.979	31	0.969	41	0.960	51	0.950
12	0.988	22	0.978	32	0.969	42	0.959	52	0.949
13	0.987	23	0.977	33	0.968	43	0.958	53	0.948
14	0.986	24	0.976	34	0.967	44	0.957	54	0.947
15	0.985	25	0.975	35	0.966	45	0.956	55	0.947
16	0.984	26	0.974	36	0.965	46	0.955	56	0.946

4. 連帯納付義務を廃止すべきである

申告納税制度に基づき納税者である相続人が自らの租税債務を確定し、納税義務を負うのであるから、納税義務を適正に履行した者に対し、さらに他の者の納税義務について、自己の意思に基づくことなく連帯して納付義務を負わせることは、申告納税制度下において矛盾する。

さらに、特例事業承継税制により、血縁関係のない他人であっても、一定の要件を満たせば相続時精算課税による贈与が受けられる。相続時精算課税による贈与を受けた者は、贈与者死亡時には相続税の申告が必要となる。連帯納付義務は旧民法の家督相続制から来ている財産課税方式の流れをくむものであり、血縁関係のない他人が連帯納付義務を負う現状を前提としていない。

従って、相続税及び贈与税に係る連帯納付義務は廃止すべきである。

5. 特定居住用宅地等の要件を一部緩和すべきである

現行法では特定居住用宅地等は養護老人ホームなど限定列挙された施設に限られている。他方、高齢者の最期の在り方が多様化している中、上記以外の施設に入居している者も存在する。これらの者についても病気療養のためなど一定の場合には被相続人の居住年数要件の整備等を行うなど要件を加えた上で、特定居住用宅地等の特例を柔軟に適用出来るよう要件を一部緩和すべきである。

V その他事項

1. 償却資産税を廃止すべきである

償却資産税の立法趣旨は「資産価値に対する課税」と言われるが、償却資産に対する課税は国際的には稀な制度である。償却資産の所有そのものに担税力はなく、償却資産の利用によって生み出される所得に担税力があるのであって、償却資産税の課税によってむしろ企業の設備投資意欲は阻害され、これにより企業の国際的競争力も減衰されている。設備投資を促進することで企業の収益力を高め、また国際的競争力を強化することで、企業の所得を増大させ、(個人・法人) 所得税により課税するのが、本来の税のあるべき姿であるとする。

また、現行の制度及び課税当局の体制の下では、適正な制度の執行が担保されておらず、課税客体の捕捉が完全に行われているとは言いがたい。従って、申告義務があるにもかかわらず無申告である事業者や課税対象となる資産を申告から除外する事業者もあると言われており、納税者間の公平が損なわれていると考えられる。

よって償却資産税を廃止すべきである。

2. 財産債務調書、国外財産調書を廃止すべきである

「財産債務調書」提出制度は、平成 27 年度改正により、従来の「財産債務明細書」を見直して作られた制度である。「国外財産調書」提出制度は、平成 24 年度改正により、一定以上の国外財産を持つ者に調書の提出を求めた制度であり、両者とも提出が必須の法定調書とされている。また、インセンティブとして申告漏れがあった時の加算税等の 5% 加重軽減措置が盛り込まれている。

そして、両方の調書には質問検査権が認められている。これは国税通則法で定められたものでないことから、法律上は事前通知が不要である。そのため、納税者にとって不測の損害を与えかねない。

さらに、記載事項が詳細に規定されている。個人情報保護の観点から、課税当局が国民納税者の極めて秘匿すべき情報を得ることができるのは、あくまでも課税に必要な最低限度の情報に限定されるべきである。

また、記載する財産の価額は、一般の納税者にとって算定が困難であるその年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとされている。

前述の加重減算措置も含め、納税者に不要な緊張感と過度の事務負担を強いる現状となっている。これらは申告納税制度の下で健全な納税者の育成を阻むものである。

従って、財産債務調書、国外財産調書を廃止すべきである。

3. 印紙税を廃止すべきである

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後にあるその取引によりもたらされる互いの利益享受に担税力を見出して、その取引に際して作成される契約書や領収書等に対して課税しようとするものである。しかし文書に担税力などなく、経済取引については消費税等が課されており、印紙税は経済取引に対する二重課税であると考えられる。

また、印紙税法は申告という行為は一切必要とせず、納税者自らが課否を判断して税額の算定等を自主的に行い、所定の印紙税を納付するという「自主納付」の制度を採用しているが、印紙税法が課税文書・非課税文書を明確に区分する理論的根拠を有しないことにより、納税者が自身で印紙税の課税・非課税の判断を行うのに苦慮するケースが多い。

さらに近年は電子商取引の増加やペーパーレス化が進展する中であって、印紙税の課税対象は紙媒体による文書のみであり、電子化対応に遅れる中小企業にあっては依然として大きな負担となっており、取引形態によって不公平が生じるのは不合理である。

よって、印紙税は課税の根拠が不合理・不明確であるため、廃止すべきである。

4. 不動産取得税を廃止すべきである

不動産取得税は、不動産の取得の事実に対して課税される都道府県税であり、その課税形態から流通税の性格を持つ。シャープ勧告により昭和 25 年に一旦廃止されたが、昭和 29 年度の税制改正において固定資産税の税率が引き下げられたことに対応して固定資産税の先取りという理由付けで復活した経緯がある。しかし、地方税の課税原則は応益負担であり、不動産に対してはその保有についてのみ課税すべきである。取得の事実是不動産と不動産以外の資産の等価交換に過ぎず、これに対し課税することは応益負担の原則に沿わないばかりでなく、不動産の流通を阻害し、国民の自由な経済活動を妨げる原因ともなる。

よって不動産取得税は廃止すべきである。

5. 電話加入権の必要経費（損金）算入および評価損計上を認めるべきである

電話加入権は、時の経過によりその価値が減少せず、市場において譲渡することにより投下資本を回収し得ると言われ、法人税法及び所得税法において、減価償却できない無形固定資産として扱われている。しかしながら、携帯電話や IP 電話等の普及により電話加入権を必要とする固定電話の新規加入契約者数は激減しているため譲渡の見込みはなく、また同じ理由によりその取引価額も長期にわたって低い水準にとどまっているため、仮に市場において電話加入権を譲渡できたとしても、投下資本の大部分が回収できないのが現状である。このような実態から、電話加入権は非常に価値の低い資産であると言える。

よって電話加入権を減価償却できない無形固定資産として扱う理由はなく、電話加入権

取得時に取得価額相当額の必要経費（損金）算入を認めるとともに、既に取得された電話加入権について評価損の計上を容認すべきである。

6. 所得税の青色申告承認申請書の提出期限を緩和すべきである

所得税の青色申告承認申請の期限については、青色申告書による申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後新たに事業を開始した者等についてはその事業開始等の日から2月以内）とされているところである。しかし平成26年分以降の所得税については白色申告者であっても記帳・帳簿等保存の義務が課されることとなった。このことから青色申告者と白色申告者との間の記帳・帳簿等保存の状況の差異はほとんどなくなり、年の中途において青色申告により申告することを選択できることとしても、課税上の弊害はないと考えられる。

よって所得税の青色申告承認申請の期限を、青色申告により申告しようとする年の翌年2月15日分までに緩和すべきである。

7. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すべきである

社会保険診療報酬等及びこれに係る経費は、事業税の課税標準の計算から除外されている。この措置は社会保険診療の安定化を図るため、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的に決定されることへの対応として設けられたものであるといわれている。しかし、上記制度は既に施行されて70年近くが経過し、これまで一切制度上の議論がなされていない。

従って、事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置は特定業種に対する優遇措置とも考えられ、社会的な不公平を生じさせているため課税の公平の見地から廃止すべきである。

8. ふるさと納税を見直すべきである

ふるさと納税の制度趣旨は、住所地の自治体以外の出身地などの所縁の自治体や文化的に優れた貢献を行っている自治体などを応援し地方創生に貢献できる、というものであり、納税者自らが選んだ自治体に対して寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税及び住民税からそれぞれ控除が受けることができる制度である。2,000円を超える部分については税負担が生じないこととなるため、実際には税金の前払い制度である。

この制度の趣旨を歪めているのは、謝礼として受ける高額な特産品などの商品の存在であり、ふるさと納税を行ったものは実質2,000円の負担で商品を受け取ることができる。

これは高額納税者に非常に有利な内容でもあり、担税力に応じた課税という課税の公平を歪める制度と化している。

従って寄付金控除額にあたっては、寄付金として支出した金額から謝礼として受け取る特産品などの調達費用の金額を控除した上で、2,000円を差し引くべきである。

この場合、受け取った返礼品の価格は所得税の総収入金額には算入しない。

9. 租税特別措置法は、その内容をその適用状況に応じて、毎年公平に再検討したうえで、継続・廃止・見直しを判断し、その検討経過及び結果を速やかに公表すべきである

租税特別措置法の中には特定の政策実現という目的のため、税収を減らす措置が存在する。

特定の政策、特定の業種に対する優遇措置について国民の理解が得られるか、その政策実現のために税制を用いることが最適であるか、常に十分な検討を必要としている。

政府は国際競争力を強化するため法人税の実効税率を引き下げているが、特定企業を優遇する不公平な税制が残るのであれば、相対的に特定企業以外の企業は不利になってしまう。

更に、中小企業優遇政策もその適用条件があまりにも複雑かつ煩雑で適用可能な中小企業であってもその手続きの難解さ、現実との乖離に実質適用ができない政策では本末転倒である。

従って、税本来の役割を阻害する政策税制についてはその租税特別措置法の立法趣旨、得られる効果、税収減による予算への影響などを勘案して成立させることは当然であるが、措置法の期限到来の都度立法過程と同じ検討を行い想定した効果が得られないものは即時廃止を含めた検討を行うべきである。

成立からの経過年数が長く恒久的措置と認められるものは本法への移行を検討すべきである。

また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第5条第1項により、財務大臣は租税特別措置ごとの適用者数、適用総額、高額適用額等を記載した報告書を作成し、内閣は報告書を国会に提出しなければならないとされており、平成23年度より毎年「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書」が財務省より国会に提出されている。この報告書は統計資料としての意義はあるが、その資料がどのように活用されているのか、意味のある統計資料となっているのかは不透明なままである。単に統計値を公表するのみでなく、租税特別措置法の継続についての検討結果も併せて国会に提出し、国民へ公表すべきである。

10. 新規設立法人の源泉所得税の納期限を見直すべきである

新たに設立された法人の源泉所得税の納付について、例えば、月末に設立された場合の設立月分の納付については翌月 10 日までの期間が著しく短く納付手続きが困難なケースがあること、設立後遅滞なく給与支払事務所等の開設届を提出している場合においても整理番号が付番され納税者へ納付書が郵送されてくるまでには一定期間がありその間は源泉所得税の納付義務について知り得ない納税者もあること等から、一律に翌月 10 日を納期限とすることは適切でない。

よって、設立後の一定期間についての納付期限を見直し、「設立から 3 ヶ月を経過する日の属する月までの間は、その 3 ヶ月が経過する日の属する月の翌月 10 日を納期限とする」などとすべきである。

上記については、新規に開業する個人事業についても同様とすべきである。

11. 国に対する住民監査請求及び住民訴訟の制度を創設すべきである

地方自治法第 242 条「住民監査請求」により、地方公共団体において不当な公金の支出等があるとその住民が考える場合には、監査委員に対して監査請求をすることができる。住民がその監査結果等に不服があるときは、地方自治法第 242 条の 2「住民訴訟」により、裁判所に訴えることができる。しかし、国に対してはこれらの制度はないため、国に不当な公金の支出等があった場合に、国民が国を相手に監査請求や訴訟を提起することはできない。民主主義国家において、納税者である国民が、納めた税金の用途等について主権者として行動するのは当然のことである。国の支出に違法行為があった場合にでも、監査請求等が認められていない現行制度は、主権者である国民を明らかに無視している。地方公共団体と同様に、国に対しても、不当な公金の支出等があると認められる場合には、国民が監査請求や訴訟を提起することができる制度を創設すべきである。

VI 納税環境整備に関する事項

納税者権利憲章を制定するとともに、国税通則法を改正すべきである

日本国憲法第 30 条には、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とだけ規定されており、納税者としての権利を明確に示すものが、わが国には存在しないが、国民は法律の定めによらなければ納税の義務を負わないという権利を明らかに有しており、また民主主義国家において国民は主権者としての権利を有している。

我が国は国税において申告納税制度が採用されており、この申告納税制度は、納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税を行うものであり、納税者性善説に立った極めて民主的な制度である。申告納税制度の下にあつては、納税者の申告により第 1 次的に納税義務が確定し、納税者の申告がない場合又はその申告が正しくない場合には、税務署長がこれを是正して更正または決定により第 2 次的に納税義務が確定する。つまり申告納税制度は納税者の正しい税法の理解を前提としている制度であり、この制度において主権者である納税者は最も尊重されなければならない。

しかし未だ納税者には申告納税制度の理念が浸透しておらず、タックスペイヤーとしての意識が醸成されているとは言えない。また、税制・税務行政について納税者の信頼を確保されているとも言い難い状況である。納税者権利憲章等を採用している多くの国において「税務行政においては、納税者サービスの徹底が基本である」と、あくまで納税者が主役とされている状況とは対照的である。

我が国における納税者権利憲章の制定は平成 23 年度税制改正において見送られ、納税者の権利に関する課題は平成 23 年度税制改正法附則第 106 条に、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け引き続き検討を行うものとする。」と規定されたのち、平成 24 年税制改正大綱・納税環境整備において「税制・税務行政について国民・納税者の信頼を確保するためには、適正課税の観点を踏まえつつ、納税者の立場に立って、納税環境の整備を不断に図っていくことが重要です。平成 23 年度税制改正においては、こうした観点から、税務調査手続きの明確化、更正の請求期間の延長、理由附記の実施等、国税通則法及び地方税法についての大幅な見直しを実施したところですが、納税者権利憲章の策定等については見送りにされたところです。・・・」とあり現状では納税者の権利に関する前向きな議論はされていない。

貴会においても平成 23 年度税制改正における改正により納税者の権利が充足されたというような意見は存在するようであるが、このような意見は申告納税制度の理念を考えれば当然に誤りであり、今後の申告納税制度の発展を考えれば納税者の権利の明確化として納税者権利憲章の重要性は言うまでもなく、早急に制定されるべきものである。

また、納税者権利憲章は、納税者の権利をただ単に明確にするものではなく、税務行政庁

と納税者の信頼関係を築くために必要な約束事としての役割を担うため、税務行政庁が納税者を主権者として尊重し、そして納税者の権利利益を分かり易く示す内容でなければならない。

なお、納税者権利憲章には次のことを記載することを要望する。

【納税者権利憲章の制定に関する事項】

1. 納税者は公正で丁重かつ配慮のある対応を受ける権利を有すること
2. 任意調査において税理士の立会いを求める権利を有すること（任意調査前において税理士の選任をしていない納税者は、税理士を選任することができることを調査担当者から告知される権利を有すること）
3. 事前通知の有無を問わず、任意調査において、日程変更を申し入れる権利を有すること
4. 処分に対して異議あるときは不服申し立てができる権利を有すること
5. 納税者は自己を対象とする調査情報について知る権利を有すること
6. 税務行政庁は納税者の秘密を保持する義務があること
7. 税務調査開始前に上記 1～6 の事柄が記載された納税者の権利に関する文章を手交される権利を有すること

この納税者権利憲章の制定に合わせて、次の国税通則法の更なる改正を要望する。

【国税通則法に関する事項】

1. 国税通則法第 1 条に「税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上」、「納税者の権利利益の保護」の文言を加え、納税者の権利利益の保護を法律において明記すべきである

現在の国税通則法の目的規定（第 1 条）は、「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする」として、租税債務確定を優先したものとなっている。これには、納税者の権利利益を保護する視点が欠けている。

行政手続法では、平成 26 年 6 月に国民の権利利益の保護の更なる充実を図る観点を加える改正が行われた。国税通則法においても同様に納税者の権利利益の保護をすべきである。

2. 提示・提出・留置きを求めることができることとする規定を削除すること

税務職員による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じなかった場合に罰則を科すとされていることは、納税者の同意と協力が前提である任意調査の領域を超えた課税庁の権限強化である。この規定は平成 25 年 1 月より適用されているが、調査を受忍する納税者の精神的負担を従前以上に増すものであり、また、これまでの

税務調査における慣行を法定化するという法改正の趣旨を逸脱したものである。さらに、提出された物件を留置く規定は、納税者の同意や協力を得ないと行えないものであることが法定化されておらず、運営上は「承諾なく強制的に留め置くことはありません。」(税務調査手続に関するFAQ(一般納税者向け))としているもののその法的根拠は薄い。

従って、物件の提示・提出を求めることができるとする規定および物件の留置きができるとする規定については削除すべきである。

3. 反面調査の事前通知を明文化すべきである

反面調査については、事前通知に関する法令上の規定がなく、税務調査手続に関するFAQ(一般納税者向け)において「運用上、原則として、あらかじめその対象者の方へ連絡を行うこととしています。」とされているだけである。取引先や銀行など第三者に対して行われる反面調査は、納税者にとって取引先等に迷惑をかけることになり、信用を損なう可能性もある。反面調査は本調査の対象となる納税者への任意調査があつてこそ行われるべきであり、その任意調査なくして反面調査は行われるべきではない。反面調査を行う必要がある場合には、納税者の権利利益を保護する観点から、本調査の対象となる納税者及び反面調査を受ける側への事前通知による説明を行うことを、明確に規定すべきである。

4. 国税不服審判所の独立性を確保する為に完全なる第三者機関とすべきである

国税不服審判所は国税庁の組織であり、所長は国税庁長官が任命する。その任命に際しては財務大臣の承認を要することで第三者性に配慮しているようである。しかし、税務行政庁からの出向があることや、国税不服審判所長が法令の解釈と異なる解釈により裁決をする場合には、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならないなど、第三者機関であるとは言い難い。納税者の権利利益を保護し、納税者からの信頼を得る為には、国税不服審判所を国税庁から内閣府に移管し、完全なる第三者機関とすべきである。

認定研修開催実績

自 令和 2年 5月 1日 至 令和 3年 4月30日

開催年月日	研修のテーマ及び研修概要		研修科目	開催時間	受講時間
開催支部	講師名	受講人数	開催場所		
令和2年7月12日	連盟制度塾 税理士制度をうちで学ぼう		税理士法	10:00 ~ 11:30	1:30
連盟制度部	市木 雅之 氏	53人	ウェブ会議システムZoom		
令和2年7月18日	「民法の契約」「コロナ禍における税理士事務所運営		民法、経営学	13:50 ~ 17:00	3:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏 西村 純史 氏	21人	南草津フェリエ内 市民交流プラザ		
令和2年7月21日	新型コロナウイルスから顧問先企業を守る「資金調達法」		経営学	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	株式会社MBSコンサルティング 代表取締役 吉田 学 氏	30人	連盟事務局及びウェブ会議システムZoom		
令和2年7月30日	国税から地方税までの総まとめ「コロナ関連税制」		税法全般	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	伊藤 俊一 氏	37人	連盟事務局及びウェブ会議システムZoom		
令和2年8月1日	連盟制度塾 税理士制度をうちで学ぼう		税理士法	10:00 ~ 11:30	1:30
連盟制度部	市木 雅之 氏	44人	ウェブ会議システムZoom		
令和2年8月5日	新しい時代の働き方を知り事務所を守る「テレワーク導入」		情報処理	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	株式会社ブレインコンサルティングオフィス 北條 孝枝 氏	22人	連盟事務局及びウェブ会議システムZoom		
令和2年8月22日	「令和2年税制改正」「租税教室について考えてみませんか？」		税法全般	13:40 ~ 17:00	3:00
滋賀県支部	中尾 亮太 氏 原 史明 氏	15人	G-NETしが 男女共同企画センター 研修室A		
令和2年8月26日	自動仕訳と業務改善		法律、経済、経営	18:00 ~ 20:30	2:30
大阪支部	株式会社Solutions11 営業本部長 浜田 拓也 氏	39人	連盟事務局及びウェブ会議システムZoom		
令和2年9月10日	「民法の契約について」		民法	18:00 ~ 20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	10人	楽修院		
令和2年9月13日	連盟制度塾 税理士制度をうちで学ぼう		税理士法	10:00 ~ 11:30	1:30
連盟制度部	市木 雅之 氏	36人	ウェブ会議システムZoom		
令和2年9月14日	税理士法の歴史から知る！現行の税理士事務所と課題		税理士法	18:30 ~ 20:30	2:00
京都支部	近畿青年税理士連盟京都支部 制度部員	37人	京都税理士会館201号室及びZoom		
令和2年9月15日	Zoom 入門から応用		情報処理	17:30 ~ 19:00	1:30
大阪支部	近畿青年税理士連盟大阪支部 総務部員 研修部員	30人	連盟事務局及びウェブ会議システムZoom		
令和2年9月17日	税理士業務の質の向上に必要な記憶力飛躍入門		法律、経済、経営	17:30 ~ 19:30	2:00
大阪支部	一般社団法人アクティブ・ブレイン協会 マスター講師 田辺 由香里 氏	44人	連盟事務局及びウェブ会議システムZoom		
令和2年9月19日	「租税判例研究」「コロナに関する関与先支援策」		税法全般	13:40 ~ 17:00	3:00
滋賀県支部	三須 友晶 氏 若林 邦久 氏	14人	彦根勤労福祉会館2F研修室		
令和2年10月6日	土地評価の「誤りやすい論点・注意点」		相続税	17:30 ~ 19:00	1:30
大阪支部	株式会社エミナス鑑定 不動産鑑定士 小路 恵介 氏	93人	連盟事務局及びウェブ会議システムZoom		
令和2年10月8日	「民法の契約について」 売買契約		民法	18:00 ~ 20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	11人	楽修院 C教室		
令和2年10月20日	土地評価のための机上調査		相続税	17:30 ~ 19:00	1:30
大阪支部	株式会社エミナス鑑定 不動産鑑定士 小路 恵介 氏	96人	連盟事務局及びウェブ会議システムZoom		

認定研修開催実績

自 令和 2年 5月 1日 至 令和 3年 4月30日

開催年月日	研修のテーマ及び研修概要		研修科目	開催時間	受講時間
開催支部	講師名	受講人数	開催場所		
令和2年10月20日	テレワーク税理士の働き方と税理士制度		税理士法	18:30 ~ 20:30	2:00
京都支部	坂井 昭彦 氏	33人	京都税理士会館201号室及びウェブ会議システムZoom		
令和2年10月22日	クラウドサービスとの付き合い方		情報処理	18:00 ~ 19:30	1:30
和歌山県支部	株式会社マネーフォワード 事業推進本部関西事業推進部リーダー 片山 真吾 氏	10人	オンライン会議室Zoom		
令和2年10月30日	顧問先からの相談に対応するための「認知症の正しい知識」		相続税	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	木下 勇人 氏	57人	連盟事務局及びウェブ会議システムZoom		
令和2年11月6日	君は何を選ぶ？上場企業内税理士vs税理士法人役員vs独立税理士		法律、経済、経営	18:30 ~ 20:00	1:30
京都支部	多田 陽子 氏 大道 智之 氏 藤岡 保将 氏	36人	京都税理士会館201号室及びウェブ会議システムZoom		
令和2年11月7日	令和2年分確定申告の留意点とカルテの作成による業務水準の確保		所得税	10:30 ~ 16:30	5:00
大阪支部	植田 卓 氏	65人	大成閣及びウェブ会議システムZoom		
令和2年11月9日	最先端の働き方と税理士事務所の在り方		税理士法	18:30 ~ 20:30	2:00
京都支部	近畿青年税理士連盟京都支部 制度部員	23人	京都税理士会館201号室及びウェブ会議システムZoom		
令和2年11月10日	机上調査をしっかりと行っとうえでの「役所調査・現地調査」		相続税	18:30 ~ 20:00	1:30
大阪支部	株式会社エミナス鑑定 不動産鑑定士 小路 恵介 氏	105人	連盟事務局及びウェブ会議システムZoom		
令和2年11月11日	相続法改正について		相続税	18:00 ~ 19:30	1:30
和歌山県支部	和歌山弁護士会所属弁護士	10人	和歌山弁護士会館		
令和2年11月12日	「民法の契約について」 請負契約・委任契約		民法	18:00 ~ 20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	12人	守山市駅前貸会議室 第三ホール		
令和2年11月14日	「顧問先を輝かせるための組織作り」		法律、経済、経営	13:40 ~ 17:00	3:00
滋賀県支部	ミナト経営株式会社 代表取締役 中小企業診断士 田内 孝宣 氏	17人	大津ふれあいプラザ 5F 大会議室		
令和2年11月21日	あの顧問先、「家族信託」使えるんじゃない？		法律、経済、経営	14:30 ~ 16:30	2:00
兵庫県支部	司法書士 富木 敬太 氏	23人	ウェブ会議システムZoom		
令和2年11月24日	見落としがちな論点を含む「土地評価の実例」		相続税	18:30 ~ 20:00	1:30
大阪支部	株式会社エミナス鑑定 不動産鑑定士 小路 恵介 氏	98人	連盟事務局及びウェブ会議システムZoom		
令和2年12月2日	法人版事業承継税制について		法律、経済、経営	18:30 ~ 20:30	2:00
京都支部	近畿青年税理士連盟京都支部 研究部員	30人	京都税理士会館201号室及びウェブ会議システムZoom		
令和2年12月5日	日税連制度部長とパネルディスカッション！税理士事務所に関する疑問や働き方		税理士法	15:45 ~ 17:45	2:00
京都支部	市木 雅之 氏	32人	ウェスティン都ホテル京都及びウェブ会議システムZoom		
令和2年12月10日	「民法の契約について」 賃貸借契約		民法	18:00 ~ 20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	11人	楽修院 C教室		
令和2年12月19日	税理士が知っておきたい中小企業の「財務改善ノウハウ」		法律、経済、経営	13:30 ~ 16:30	3:00
大阪支部	松波 竜太 氏	52人	TKPガーデンシティ東梅田及びウェブ会議システムZoom		
令和2年12月19日	「畜産業に関する税務・会計」「中小企業の事業承継」		税法全般	13:40 ~ 17:00	3:00
滋賀県支部	山内 美穂 氏 滋賀県事業承継ネットワーク事務局 内海 靖 氏	20人	草津市商工会議所 第3会議室		



近畿青年税理士連盟

〒540-0036 大阪府中央区船越町1丁目1番11号
大手前ハウス202号室
TEL. (06) 6809-2734
FAX. (06) 6809-2735